

科学技術振興対策特別委員会議録 第九号

昭和三十八年三月六日(水曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君

理事 安倍晋太郎君 理事 佐々木義武君

理事 松本 一郎君 理事 山口 好一君

理事 岡 良一君 理事 山口 鶴男君

坂田 英一君 細田 吉藏君

前田 正男君 石川 次夫君

田中 鐵之進君 村山 喜一君

出席國務大臣

國務大臣 近藤 鶴代君

出席政府委員

防衛庁参事官 海原 治君

(防衛局長) 科学技術政務次官 内田 常雄君

官(官房長) 總理府参事官 森崎 久壽君

官(官房長) 科学技術庁長官 武久君

(科学技術庁長官) 總理府参事官 島村 武久君

外務政務次官 飯塚 定輔君

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長) 委員外の出席者

原子力委員会委員 西村 熊雄君

原子力委員会委員 兼重寛九郎君

科学技術事務次官 鈴江 康平君

外務事務官 高橋正太郎君

(アメリカ局長) 全保障課長

参考人 西脇 仁一君

(東京大学教授)

参考人 服部 學君
授(立教大学助教) 授(立教大学助教) 授(立教大学助教)
参考人 榎山 義夫君
(東京大学教授)

本日の会議に付した案件
日本原子力船開発事業団法案(内閣提出第八二号)

○寺島委員長 これより会議を開きます。

日本原子力船開発事業団法案を議題とし、審査を進めます。

本日は、日本原子力船開発事業団法案について参考人より意見を聴取することについていたします。本日の参考人出席者は、東京大学教授西脇仁一君、立教大学助教授服部學君及び東京大学教授榎山義夫君、以上三君でございます。この際、各参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用のところ、本委員会の法律案審査のためわざわざ御出席下さいまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、ただいま日本原子力船開発事業団法案について審査をいたしておりますが、本案につきまして忌憚のない御意見を述べ願いたいと思存します。なお、御意見の御開陳は約二十分程度にお願いいたしますこととし、その後委員各位の質疑にお答え下さいますようお願い申し上げます。

それでは、最初に西脇参考人よりお願いいたします。西脇参考人。

○西脇参考人 西脇でございます。法律自身のこまかい条文のことは存じませんが、趣旨を讀ませていただきまして十分勉強して、原子力実験船を開発しようというためにこの法律ができようでございます。私も少しは学識におおるものでございまして、非常にけつこうな事と思っております。

特に日本は造船工業国として、生産量では世界一でございますし、また、内容的にも造船工業はトップ・レベルにございまして、そういうところにおきまして、平和目的に使われようとする原子力船のファースト・ステップとして、この程度の大きさの原子力実験船を慎重に勉強して開発するということは、日本の造船工業界のために極めて好ましいという意見でございます。すでに私どもの仲間が、この法案のできます以前から、原子力船研究協会を中心としたしまして幾つかの試案をつくりまして研究し、そしてまた、一九六〇年から燃料を入れて動かしておりますサバンナ号のいろいろな実績を参考にしまして、かなり開発に対して私も造船工業界の技術者は自信を持ってやっております。すなわち性能的とかそういう点で自信を持ってやっております。それからまた、安全性に關しまして、今までのサバンナ号の実績並びに私どもがいろいろと研究しましたことを考慮しますと、やっていけそ

うだという感じを持っております。ただし、具体的にこんな大きなものをやりますには、慎重にやらなければいけないものですから、何段かのまえ、たとえて申しますとペーパー・ワークというか、設計上のいろいろな段階におきまして十分検討し、また部品ごとに安全性並びに性能の上から十分研究し、さらに起こり得る災害、船に対する危険の問題なんかも十分今までやっておりますが、これからやっていくには、慎重の上にも慎重にやっていくべき、現在の長期計画——長期計画といひましても十年足らずだと伺っておりますが——でやれば十分にいくのじゃないかと思っております。

すでに、日本原子力船研究協会を中心として、ここ数年、特に安全性の問題につきましまして、あらゆる分野を動員して研究しております。耐波浪性、あるいは波がきましたときのいろいろな加速度の問題なんかは、実験をいまして研究しておりますし、それからまた、たとえて申しますと制御棒のコントロールの問題なんかも、実地のものについてかなり基礎的に研究もしておりますし、放射性物質の取り扱いも、今から七、八年前に比べますと、今日におきましては各所で非常になれておられますし、考え方も進んで参りましたから、こまかい点でまだまだ検討を要する点はあると思いますが、大局的にはほぼ性能的にも、安全性の点でも明るい見通しを持っております。ただし、現状では、経済性と

いう点になりますと、私も学校に在る人間からはまだわからない点がございますので、これは時間をかけてなお研究していくべき要素ではないかと思っております。

そしてまた、この法案を拝見させていただきますと、いきなり実用船でやるのじゃなくて、実験船として、並びに訓練も兼ねて、また海洋観測もいたすような計画になっておりますが、現在の日本の状況からいって、ちょうどよい中間段階の計画のように私にはうかがわれます。まだこれからさらさら詳細検討なさることでしょうが、皆さんの造船関係の技術者がおられますから、あらゆる面からもう少し詳しくやっていたら、さらによいファースト・プランニングができるだらうと思ひます。

従ひまして、こういった船をつくるという目的で日本原子力船開発事業団ができることは、むしろ私としては歓迎の方向でございます。

○寺島委員長 次に服部参考人よりお願いいたします。服部参考人。

○服部参考人 私は、立教大学の原子力研究所、横須賀の武山というところに一昨年原子炉が完成いたしましたので、そこでその原子炉のお守をいたしております。

原子炉規制法によりまして、日本では、原子炉の運転には、主任技術者というものは内閣総理大臣の認可を受ける必要があるわけでありまして、私は立教大学の原子炉の主任技術者をやつ

ておりまして、原子炉の運転の保安に関する責任を負っておるわけでございす。そういう職責から申しまして、私、原子炉の安全性ということにつきまして、以前から非常に関心を持っておるものでございます。この原子力船の場合につきましても、やはりいま西脇先生からお話がございしたように、安全性という問題が非常に大きな問題であろうかと思ひます。特に、私のおります研究所は横須賀の佐島というところでございますが、横須賀に於ては、最近原子力潜水艦の入港問題が起つておりまして、その点からも、私は原子力船の安全性という問題に非常に関心を持っております。

多少、原子力船開発事業団法案から話がそれるかと思ひますけれども、私、実はサバンナ号、レーニン号、そういうものについてよりも、むしろ原子力潜水艦についての方を多少勉強いたしておりましたので、それに関しましての資料を御説明申し上げたいと思ひます。と申しますのは、現在世界じゅうに走っております原子力船と申しまして、実際に海上艦艇としてはサバンナ号、レーニン号の二隻だけでございます。ところが、原子力潜水艦というのは、すでに三十隻以上も太平洋、大西洋を走り回っているわけであります。私といたしましては、原子力船といたした場合に、むしろ非常に慎重に設計されたサバンナ号、レーニン号よりは、原子力潜水艦の、特に安全性の点で非常に大きな問題があるのではないかと、御存じのように、日本の原子炉規制法によりまして、私たちが原子炉を設

置いたしなす場合には、非常に複雑な、また慎重な手続が必要でございす。まず最初に、設置許可申請というのを出すわけでございす。この申請書を書くのに、私たち、この原子炉を設置したい側の立場から申しますと、大体一年以上かかるのでございす。もちろん、それはいろいろなものが内容として含まれておるわけでございす。その中で、特に環境に対する立地条件、あるいは環境に対する説明書というの、あるいは安全対策書、それから万一事故が起つた場合の障害対策書といったもの、こういったものの準備に時間がかかっておりました。私たちの研究所の原子炉は百キロワットという、原子炉として

は非常に小さなものであります。けれどもやはりそういった許可のための安全審査ということには非常に努力を要するものでございす。それで、安全審査会の審査が許可になりまして、そのあとでまた、設計及び工事方の認可といったもの、これが原子炉の各パート一つ一つについてその認可を得なければならぬ。各段階でもって、非常にきびしい規制が行なわれるようになっております。また、実際に原子炉ができて上がります。それを運搬いたします場合には、これは原子力局の非常にきびしい規制のもとに運搬を行なっております。私たち正直に、この運搬をする側から申しますと、非常にきびしい規制でございまして、やりにくい点もいろいろございすけれども、しかし、私たち、やはり現在の情勢の中では、この原子炉を運搬していくということのために、そういったきびしい規制ということは当然のこ

とである、まわりの住民に少しでも迷惑をかけることがあつてはならないというのを第一に考えて、その運搬の際の安全に万全を期しているつもりでございす。百キロワット、あるいは近畿大学の原子炉の場合でございす。とわすか〇・一ワットといったような非常に小さな出力の原子炉の場合で、日本の陸上の原子炉の場合には安全審査ということが非常にきびしく行なわれているわけでございす。

しかし、今度は船舶用ということになりますと、どうしても出力が五万キロワットとか十万キロワットとかいった、非常にけた違いに大きなものになつてくるわけでございす。東海村でつくつております動力試験炉、あるいはそのあとの動力炉と同じ程度の規模のものであります。こういった五万キロあるいは十万キロといったような大きな出力を持った原子炉を積んだ船が入港するということは、その港に五万キロあるいは十万キロといった大型の動力炉が設置されるということとまさに同じ意味を持つことになるわけす。しかも、船舶用の原子炉につきましては、陸上の原子炉の場合に比べてさらにいろいろな制約が伴つてくるわけでございす。陸上の原子炉については海難事故というようなことはございせん。船の衝突であるとか、あるいは座礁であるとか、あるいは船火事であるとか、そういった海難事故というものは、これは陸上の原子炉にとつては考えられないこととございす。そういった海難事故がもし起つたという場合には、場合によつてはその船自身を助けに行くこととさえないというところもあり得るわけでござい

ます。そういった意味でも、この船舶用の原子炉というものゝの安全性ということとは、特に重視しなければならぬ問題であるというふうに考えるのであります。

先ほど西脇先生もおっしゃいました、原子力船研究協会というところ、これまで非常に多くの勉強をしておられます。その研究の結果が、いろいろな資料になつて発表されております。私も研究者として、この勉強に対しては非常に敬意を表するものでございす。私も、私もずいぶんこれ勉強させていただきました。その中で、いろいろな海難事故の対策というやうなことも書いてございす。たとえば現在の原子炉の設計の技術をもつては、大型の船が真横から衝突した場合には、十二ノットまでは原子炉容器を安全に設計することが可能であるが、十四ノット以上の船が真横から衝突した場合に、現在の原子炉の設計技術では原子炉容器を安全に保つことは困難である、というようなことも書いておるようでございます。

に、それでは安全性というものをどうやって確保するか。私たち科学者としての立場から申し上げますならば、データの少ないものの安全性というものは議論できないわけでございす。また、データがないというところ自身が一番心配なことになるわけでございす。場合によつては似たような原子炉で安全性を確かめたらどうかというやうな議論もあるかと思ひますけれども、潜水艦用の原子炉に似たような原子炉というのは、実はございせん。たとへばサバンナ号については、ある程度原子炉のデータというものが発表されておりますけれども、これと原子力潜水艦の原子炉とはかなり違つております。またシッピングポート原子炉というやうなもの、型としては加圧水型というところで、大分けすれば似たやうな分類に入るけれども、燃料自身からして違つておるわけでございす。シッピングポートとあるいはサバンナ号というものは、低濃縮の燃料を使つております。しかし、原子力潜水艦の場合には高濃縮の燃料を使つております。こういった点からいつても、まず燃料からして違つておるやうなことになるわけであります。そういう似たもので安全審査をするということになる、これは私たち大学で入学試験をするときに、去年通つたこいつと顔が似ているから、こいつを入学させてやろうというわけには参らないわけでございす。似たような原子炉で安全審査をするというところは、これはむしろかたがたと思ひます。潜水艦用の原子炉で、似ていたものをあげますと、先年事故を起こしましたSL1という原子炉がございす。

このSLIは高濃縮の燃料を使ったもので、また設計の基本方針や何かをいろいろ考えてみようと、これが非常に似たものといえるという程度のことです。

原子炉の安全性という場合に、やはり一番問題になりますのは、事故が起こったときのことです。もちろん原子炉の設計に、初めから事故を起こすように設計するばかりはおかしいわけですが、事故というものは、予想しないことが起こり得る。これが事故でございませう。そして、現在原子力船に關しましてはいろいろな本が出ておりますが、アメリカのホームズ・F・クラウチという人が、この人は沿岸警備隊にいた人ですが、原子力船の研究をして、「原子力船」という本を出しております。これは、原子力船に關してまとめた本としては非常にいい本であります。このクラウチの本を見ても、船用原子炉の事故というものは必ず起こると予想してかからなければいけないということが非常に強調されております。もちろん、この原子力船で事故が起こりましたときは、大部分は海に對して問題が起こってくるわけでありませうけれども、陸上に対しては当然問題が起こる。たとえば港に停泊している場合の事故というものは、当然陸上にも問題が起こってくるわけでございます。東海村につきましては、周辺地区の整備ということが急がれてゐるわけでございますが、そういった原子力船の立ち入る港というのは、当然かなりの人口というものが予想されるところでございませう。私の住んでおります横須賀にいたしましても、約三十万の人口

を持つております。そういった人口の非常に多いところに原子力船が入ってくるというところに、一つ大きな問題が起こってくるわけでございます。

一九六二年の夏に、アメリカのマリタイム・アドミニストレーションという機関で、船用原子炉が港に入ったときの問題、ポート・オペレーション・オブ・シッピング・ボード・リアクターズというのを発表いたしました。これは、先年動力炉の敷地基準というものを原子力委員会のセーフガード・コミッティが出しているわけでございますが、その敷地基準をそのまま適用したのでは、こういう人口の多い港に原子力船を入港させることが非常に問題になってくるというので、ある意味では幾分敷地基準を原子力船に適用するように改めたわけでございます。しかし、その場合にも非常にいろいろの条件がついております。たとえば原子力船が入港するという場合にはどういう条件が必要かというふうなことで、九項目ございませう。まず、港の機能からインベションを送らなければいけない。それから、まわりの環境の条件というもののついでに評価が十分になされていなければいけない。事故が起こったときの対策、事故の評価というものが行なわれていなければならぬ。関係機関がすべてこれを知っていなければならぬ。泊地、停泊する場所を適当にスクリーニングしなければいけない。出入港についての径路の評価というものをやっておかなければいけない。事故の解析ということも非常に詳しく準備しておかなければならぬ。あるいは引き船の準備をしておかなければならぬ。これは、事故が

起こった場合には船を外まで引っぱり出してしまふということでありませう。あるいは事故が起こったときの安全装置といったものも、十分にテストをやっておかなければいけない。緊急時の対策というものが承認を経たものでなければいけない。それから、船に入ってくる人を制限しなくちゃいけないとか、あるいはそういったものをすべて報告を出して承認を得なければいけないというふうなことがございませう。

そのほかにも、こまかいことになりませんが、二十四項目ほどのいろいろな条件がつけられております。その中で重要なことを拾つて申し上げますと、実際の原子炉の出力のヒストリーというものをはつきりさせておかなければいけないというふうなこと、あるいは特定の事故というものの對してその対策を考えておかなければいけない。また、港自身の解析、つまりもし事故が起こったときに港自身に對してどういう影響があるかというポート・アナリシスを十分にやっておかなければいけない。これがまた承認されたものでなければいけないというふうな、非常にたくさん条件がついてゐるわけでございます。

こういったことは、当然アメリカ自身で原子力船あるいは原子力潜水艦というものをたくさん持っているわけでございますから、そういったものもきびしくやるわけでございます。そういった船が寄港するという港にも、当然それだけの準備をしておかなければいけないのではないかと申すわけでございます。

事故が起こりましたときに非常に大きな問題が起こることは、これは陸上

における原子炉の場合でも、船舶用の原子炉の場合でも同じこととございませうが、船舶用の原子炉の場合には、特に出るだけ航路距離を延ばしたいという要求が出てくるわけでありませう。そのために、特に原子力潜水艦の場合には、私たちの言葉で申しますと超過反応度を非常に大きくするという設計方式になっております。平たい言葉で申しますと、原子炉の中に余分の燃料もたくさん詰め込んでおくということになるわけでありませう。それは非常に事故の起こる確率を大きくいたしておりますし、また、事故が起こったときの影響というものが非常に大きくなるわけでございます。それから特に原子力潜水艦などの場合には制御棒の数を減らすという方向に最近の設計が進んできておるわけでありませう。超過反応度を大きくしておいて制御棒の数を減らすということは、ある意味では原子炉の安全性を無視した設計ということが言えると思つてゐます。つまり軍艦としての性能を増すために、安全性を犠牲にしてゐるということが言えるのではなかつたかと思つてゐます。その点は、たとえばサブナ号、あるいはレーニン号といった場合には、船自身も非常に大きいわけでございますから、安全性ということについてもかなりの対策が立てられるわけでございます。潜水艦の場合にはそういった点を非常に無理をしてゐるというところが、いろいろの資料から推察できるわけでございます。

また、原子力潜水艦は現在三十隻ほど走つておるわけでございますが、三十隻ばかりのものにしては、今までにも実際に事故を起こしたという例が、

陸上の原子炉と比べますと割合が多いのじゃないかというふうに私は考えております。もちろん原子炉自体が暴走を起こしたというような事故は起こっておりませんけれども、陸上の原子炉であつたならば当然大問題になるような種類の事故というものは幾つか起こっております。例をあげますと、ノーチラス号というのが一九五八年で、一次冷却回路に故障を生じたというふうな報告が出ております。また、ノーチラス号が第二回の燃料交換中に、機関の主要部分に故障を生じたという報告が出ております。それから、一九五九年で、やはり原子力潜水艦サーゴ号というものが真珠湾の海軍工廠に停泊しておりました、岸壁に係留して液体酸素の補給をしてゐたときに、作業員の不注意により船身が生じて、原子力潜水艦サーゴ号自身の艦尾部分が着底して、沈没と同様の状態になったというふうな事故が報告されております。それから、これは当然陸上の原子炉ではないこととありますが、やはり原子力潜水艦のパリミット号というものが、サンフランシスコの沖合いで貨物船と衝突をしたという例がございませう。幸いに、このときは原子力潜水艦自身には大した事故はなかつたようでございますが、とにかくそういった貨物船との衝突というふうなこともすでに起こつております。

こういったことは、陸上炉であつたならば当然大問題になることであらうと思つてゐます。何しろ五万キロないし十万キロというので、しかも航路距離が長い。たとえばスキップジャック・クラスの原子力潜水艦になりますと、十万里くらいフルスピー

ドで連続航海ができる。そういった船が港に入ってきたときには、大体五キログラムとか十キログラムといった程度の核分裂生成物、いわゆる死の灰を原子炉の中に詰め込んでいてるわけでありまして。私たちの原子力研究所の原子炉で申しますと、百キロワットの原子炉で、連続運転などというところはあまりありませんので、一年に一グラムか二グラムくらいしか灰がたまらないわけでございます。五万キロワットの原子炉をフルスピードで運転しますと、一日に五十グラムずつ灰がたまって参ります。そういうのを百日続けて運転いたしますと五キログラムくらいに相なるわけでございます。広島で爆発いたしました原子爆弾でまき散らされた死の灰というのが一キログラム以下であったということを思い出しますと、五キログラムあるいは十キログラム、あるいはそれ以上というのは、非常にたくさんの方射能を内蔵していることになるわけでございます。そういった事故が起これば、そういった放射性物質が外へまき散らされる可能性がある。

事故が起これなくとも、平常時の放射性廃棄物につきましても非常に大きな問題がございます。といいますのは、これは一九五九年の四月十一日と十五日に、原子力潜水艦のスキップジャックという軍艦の中で、アメリカの海軍の原子炉に関する計画に關しまして、アメリカの上下両院合同委員会が公聴会を開いております。その公聴会に提出されました資料というものがございまして。これを読んでみますと、その中でアメリカの海軍省の艦船局が出している訓令というものは、非常に驚

くべきものでございます。といいますのは、時間がないようでございますから結論だけで簡単に申しますと、海岸から十二海里以上離れているところだつたらどんな放射性物質を流してもかまわない。それから十二海里以内でも、廃液中の放射性物質の最大許容濃度をこれこれにしるという数値がいりうと出ております。この数値というものを調べてみますと、いわゆるICRPで勧告されました最大許容量の大体百倍というのを目安にして、百倍程度のものならば放出してもいいという事になっております。それは放射性廃液でございますが、ちなみに日本本放射線障害防止法というもので規定されております場合には、こういった放射性の廃液というものを流し出します場合には、流し出した周辺から外のところでの最大許容量——日本の法律で定められておるのは大体ICRPの値をとってあるわけでございますが——その十分の一以内になるようにしろという事が定められております。けであります。しかし、アメリカの原子力潜水艦の場合には、十二海里より遠いところでは何を捨ててもかまわない、十二海里以内でも最大許容量の百倍程度のものは捨ててもかまわない。つまりこれは、あとで海の水で薄まっ

てしまふということはある程度考えに入れてあるわけでございます。これはあとで檜山先生からお話があると思ひますけれども、IAEA、国際原子力機関で放射性物質の海洋投棄につきましているいろいろなディスカッションがされております。その中でいろいろな計算に用いられております数値は、むしろ薄まるということよりも、場合に

よつては、プランクトンであるとかあるいはその他の動植物でもつて、そういった海中に放出されたものが濃縮される可能性もあるという事を考慮しているわけでございます。そういった点から申しまして、廃液を流す基準というものが、アメリカの場合と日本の場合とで大きく違つてゐるということをお申し上げたいと思ひます。

それから、ただいまは放射性の廃液の場合でございますが、これは主として原子炉の冷却水を放出してあります。大体この記録を讀みますと、一カ月に一回くらいは必ず放出しておる。潜水艦の場合には、最初原子炉をあたためますときにどうしても水があふれてくるわけでございます。それをタンクにためることなしに、放出してゐるようでございます。

今申しましたのは液体でございますが、冷却水の中の放射性物質をとるために、御存じのイオン交換樹脂というものを置いてあります。このイオン交換樹脂も十二海里よりも外ならば、そして走つてゐるときに回りの三海里以内にほかの艦船を認めないで、そしてそこが既知の漁区でなければ直接海洋投棄もしていいというふうに書かれてあります。こういった固体の放射性廃棄物を海洋に投棄する場合につきましては、日本の法律によりますと、放射性廃棄物を封入した容器の比重は一・二以上であるとか、投棄する個所の海洋の深さは二千メートル以上であるとか、あるいはそういったものをどういうふうにして廃棄しなくてはいけないという事が非常にきびしく規定されております。しかし、アメリカの場合には無条件で捨ててもいい、直接海洋

投棄してもかまわないということがアメリカの海軍省の訓令に出ておるわけでございます。そういう基準が違つてゐることは、日本の場合に特に注意しなければならぬと思ひますのでござい

ます。それから、先ほどの国際原子力機関の勧告でございますが、これの中に、放射性廃棄物を出した場合に、これがどの程度広がるかという様なこととは、その場所その場所の立地条件によつて非常に違ふものである。あるいは新しい水と古い水との入れかわりであるとか、潮流の速さであるとか、そういった個々の条件によつて著しく変わつてくるものであるから、一般的なことを言うよりも、個々の場合についての立地条件の十分な調査が必要であるという事が述べられてゐるわけでございます。たとえば東京湾を例にとつて考えますと、これは衝突あるいは座礁といったようなものの名所の一つというふうにいわれているわけでございます。そういう東京湾で、もし事故が起つたという場合についての東京湾自体の調査という様なことも、もし今後原子力船が何隻も入つてくるといふ場合には、今から始めておかなければ間に合わないのじゃないかと考えるわけでございます。

そういうふうには、船用原子炉の安全性につきましては非常に問題点が多いわけでございますが、安全審査ということについては特に慎重にやつていただきたいという事を私は希望するわけでございます。

今度の原子力潜水艦につきましましては、外国の港に百回以上入つてゐて安全であるから安全である、というふうな見解が一部に出つておると伺つておりますけれども、そういった安全審査で済むことならば、原子炉規制法というものを廃止していただきたいと思ひます。私たちが横須賀で百キロワットの原子炉の安全審査をする場合には、日夜どれだけの苦勞をしてゐるか、また、その設置のためにどれだけ苦勞をしたかということをお考えなされて、その何百倍という大きな原子炉がばこつと入つてくるという事について自主的な安全審査が行なわれないということについては、非常に大きな矛盾を感じるわけでございます。たとえばデンマークのペンハーゲンの場合におきましては、原子力潜水艦の寄港というものを安全性の面からはきつり拒否いたしております。こういうような例もあるわけでございます。そういうふうには、船用炉の安全審査という事については特に慎重にやつていただきたいということをお願いするわけでございます。

それから、これは多少本題からはずれることになるかと思ひますが、最後にもう一言つけ加えさせていただきますことは、やはりこの国会の審議の中で、原子力潜水艦に積むサブロックというミサイルにつきまして、これは核弾頭もつけられるが、普通の火薬の弾頭もつけることができるから核兵器ではないという様な議論が行なわれたとか、新聞で拝見いたしました。しかし、もしそういう議論が成り立つとしたら、私非常にちやちや自動車を持っておりますが、私の自動車はとくどき冬の朝などエンジンがかからなくなることがあります。そういうときは、私、手で押しますと、やはり動く

うような見解が一部に出つておると伺つておりますけれども、そういった安全審査で済むことならば、原子炉規制法というものを廃止していただきたいと思ひます。私たちが横須賀で百キロワットの原子炉の安全審査をする場合には、日夜どれだけの苦勞をしてゐるか、また、その設置のためにどれだけ苦勞をしたかということをお考えなされて、その何百倍という大きな原子炉がばこつと入つてくるという事について自主的な安全審査が行なわれないということについては、非常に大きな矛盾を感じるわけでございます。たとえばデンマークのペンハーゲンの場合におきましては、原子力潜水艦の寄港というものを安全性の面からはきつり拒否いたしております。こういうような例もあるわけでございます。そういうふうには、船用炉の安全審査という事については特に慎重にやつていただきたいということをお願いするわけでございます。

それから、これは多少本題からはずれることになるかと思ひますが、最後にもう一言つけ加えさせていただきますことは、やはりこの国会の審議の中で、原子力潜水艦に積むサブロックというミサイルにつきまして、これは核弾頭もつけられるが、普通の火薬の弾頭もつけることができるから核兵器ではないという様な議論が行なわれたとか、新聞で拝見いたしました。しかし、もしそういう議論が成り立つとしたら、私非常にちやちや自動車を持っておりますが、私の自動車はとくどき冬の朝などエンジンがかからなくなることがあります。そういうときは、私、手で押しますと、やはり動く

は、私、手で押しますと、やはり動く

のでございます。私の自動車はガソリンエンジンでも動くけれども、手で押しても動く。従ってこれは自動車でないという議論は、おそらく通用しないと思うのでございます。サブロックという核兵器は何のためにつくったかと申しますと、四十キロも五十キロも向こうまで飛ばしてやる。それはなぜ必要かと申しますと、核弾頭であるからこそ、それを発射した潜水艦自身が安全であるためにそういう遠くまで飛ばしてやるわけでございます。サブロックに普通の弾頭をつけることも可能であるから、これは核兵器ではないということになります。たゞえばポラリスにいたしまして、ポラリスの頭に何ものつけないで発射することも可能なわけでございます。そうすると、ポラリスも核兵器ではないという議論が成り立つわけでございます。このサブロックは、明らかにともとも核兵器用に設計されたものであるという点から、核兵器として、原子力潜水艦のスレッシャー型というのはすでにこのサブロックを積んでおられるわけでございます。私はこれは核兵器を積んだ潜水艦であると考えております。

多少脱線いたしましたけれども、私の申し上げたことは、船用炉の安全審査というものは慎重にやっていたきたいということでありませう。

○寺島委員長 次に、楢山参考人よりお願いいたします。

○楢山参考人 私は東京大学の農学部の水産学科で、もともと魚の研究をしている商売だったのでありますが、昭和二十九年に例のビキニ事件がございまして、ちょうどマグロを研究しておりましたので、それ以来魚の放射能の

ことをやりまして、今日では魚以上に、すべての食品について、放射能がどういふふうに入ってくるか、それがまた人間にどういふ影響をするかというのを調べております。

本日、先ほども服部さんから原子炉を積んだ船に事故があった場合のことのお話が出ましたが、この原子力船による海洋汚染ということを考えました場合には、どうしてもやはり第一には事故というものが、これは全然ないわけではないのでしようから、これは一つのものだと思えるべきだと思つて、ちょうど今委員長さんのうしろに張りまして資料にはそれを第一に掲げたのでございますが、これは時間の関係上省かせていただきます。また、私の専門からしても、とてもどういふことが起こるかわかりません。おそろく、あまり海の水とか魚とかには関係なしに、人間への障害が及ぶこととございまして、ここは省かせていただきます。

【楢山参考人、図を示す】
その次の方は、これは前の方は確率が非常に少ないのでございますが、原子力船というものを運航するに必要な廃棄物の量がどうであるかということとをここで出した数字でございます。従来とも、原子炉にしまして、アイソトープの炉にしまして、その他の原子力開発ということとが、とかく人間の環境へ放射能を出すということなしにできるかのごとき印象を持っていたらっしゃる方があるかもしれませんが、決してそうではありませんで、どうしても出なくちゃならぬ。従って、出すからには人間としては、最も人間に障害を与えないような形でそれを出すよう

に工夫するのが、われわれ科学者、技術者の責任ではなからうか。それに、それがどういふふうな形でどういふふうな量に出るのか、それを見ていかないといけません。それからまた、それが人間に影響を及ぼすその基礎的な研究というものは必要なのであります。とかく今までくさいものにふたをされたような格好で今日までわれわれ仕事をしてきたのであります。

ここに一つの例として、今原子力船が、出す廃棄物は少ししたことないといふようなことをお思いになつていらっしゃるというのを、廃棄物があるというのをお目にかけるのであります。データがございまして、これは、さつき服部さんが言われましたアメリカの議会の公聴会の記録が唯一のものであります。それがあつた、ここに持つてきておりますが、アメリカのナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスとナショナル・リサーチ・カウンシルで発行したラジオアクティブ・ウエースト・デイスポーズ・フロム・ニュークレア・パワード・シップというのがあります。それにしております。それから、国際原子力機構でブリニルソン報告というのを海洋汚染に関して出してあります。その報告の数字も、みなそれがもたつておる。これはサバンナ号のものであります。古いものでありますから、あるいは今日違つてくるかもしれせん。それを持つてきますと、今ちょうど廃棄物と書きました下のところにあるのであります。Aというの、五十日船を走らせ、オペレーションをしましたあと

に、イオン交換樹脂にたまりました放射能を海に出すのであります。そのときに出す量が、クロム五十一が百キュリー、タンタルムの一八二が百キュリー、コバルト六〇が百キュリー、鉄五五が百キュリー、こういう数字であります。それを人間が一人当たりからだ全体にそれ以上持つてはいけないう量とICRPと申しますが、国際放射線防護委員会できめております量であります。もちろん日本の法律はこれに従つておるわけでありませう。その数量からやってみますと、その数字が赤く書いてある数字であります。その右に、それでは何人分に当たるか。一隻の五十日のオペレーションで一番大きい数字を申しますと、実際にタンタルムの場合なんかは五百万人分、コバルト六〇は一千万人分の許容量に相当する量であります。これは五十日のオペレーションで一隻を出す量であります。従つて、三十隻あるいは将来は三百隻にもなるという船の出すのはいかに大きな量であるか、人間に障害を起すことは決して小さなものではないということをお思いいただきたい。そのBというの、リアクターをウォームアップする場合に出るものでございまして、これは前の方と比べますとずっと小さい。それから、私は原子炉のことはよくわかりませんが、もう一つ出るのを書いてあります。これはアメリカのサバンナ号について発表された数量だけであります。コバルトが一番注目すべきものであるということがよくわかります。それから鉄でございます。そのことは、国際

原子力機構のブリニソン報告にも十分書いてあります。

ところが、一千万人分の許容量に相当するものを出すということを言つと、非常に大げさに聞こえると思つますが、それを一体われわれはどういふふうに解釈すべきかというところのお話をいたしたいと思つます。といひますのは、これはそのまま人間の口に入つたときの数が一千万人分でありませう。従いまして、これは海の中に出まして、もちろん薄められるわけでありませう。薄められ方がどういふふうになるか、何も書いてございませぬ。私、これは国際会議に行きまして、晩にカクテル・パーティーになりまして、酔っぱらつたときに一生懸命食いついて聞くのであります。なかなか言わない。昼間は時間にも人に講演させておいて、お礼は多分にくれるのです。が、こつちが晩に聞き出そうとするど、どうしても言つてくれない。従つて、そのダイメンションの工合がわかりませぬけれども、逆に、先ほどちよつと服部さんが触れられましたのが、海水の濃度とそこに泳いでいる魚とか、海藻とかあるいはエビやカニの類、そういうものとの関係をわれわれは濃縮係数といつております。海水にありますが濃度、つまり海水一CC当たりのそこにありますキュリー数と、魚の目方の一グラム当たりの中に入つてきますキュリー数と、その比を濃縮係数とわれわれいつておるのではありません。つまり魚や何かは海水からからだをつくるわけでありませう。従つて、ものをとりまして、海水の中にわずかしかなければ魚のからだの中にはたくさん入つてくるわけでありませう。

ここでは、タンタルムについては不明と書いてあります。また、クロムは三百くらいであります。よく実験をやっております。私の教室なんかでもやっております。コバルト六〇や鉄の五五について見ますと、コバルトというものは、ものによりまして約一万倍に濃縮するのであります。鉄の五五というものはさらに悪いことに一万倍にも、無脊椎動物のある種類によっては更に濃縮します。十萬倍というものもざらにあります。従いまして、つまり一CC当たりの海水の濃度、これが飲料水として許容されるものがここにございまして、それをとりまして、その十萬とか一萬とか、そういう濃さに魚の方がなってしまうのであります。これがどのくらい期間でなるかというところは、そのアインストープの種類と魚の種類とで違わけてあります。早いものでありますと数時間、中くらしいもので数日、おそいものでありますと数週間、その海の水とこれとの関係がこういうふうになるのであります。従いまして、それを非常に薄くならないうちに食べてしまふ、つまり薄くならない海水のところにいる魚を魚べたら、かなり大きな障害を及ぼすということが生ずる可能性が十分あるわけでありまして。

そういうものを一切、放射線公衆衛生とこのごろ言っておりますが、ビキニの事件以来われわれこういうものを研究しているのではありません。そういうものをどういうふうにかえたらよいかということ、この表でお目にかけますと、国民全体が当たります放射線量というものはある程度に押えよう、この考え方が例のICRPの考えで、日本でもそれに従っておりますが、それは線量率、レントゲン・パー・イヤーという単位で見るとあります。これは絶えずその人が受けるということ、前提として、一般人と職業人と区別して、日本でも法律で規定しているわけでありまして。そういうものを見るわけには、いわゆる長寿命の核種、ストロンチウム九〇、セシウム一三七などで、あとで時間があればお目にかけますが、そういうものをずっと見ていくことが必要であります。たとい短寿命核種でありまして、コバルト六〇や鉄は中寿命であるといつてもいいわけでありまして。実はほんとうの短寿命の数日とか数時間で消えてなくなるというものは、たくさん前にあったわけですが、その表から落ちてきたわけでありまして。そういう寿命が短い、人間の命と比べて短いものが絶えずそれに供給されている。つまり、原子力船が三十隻あるとして、それが海に絶えず動いているとしますと、海は絶えずよごされているわけでありまして。それは国民線量として評価しなくてはならない。そのサンプリングはどうするかと申しますと、やはり生産市場か消費市場でランダム・サンプリングするわけでありまして。これは悉皆調査をもつてする必要はない。ランダム・サンプリングでほんのわずかに抽出してくればよいわけでありまして。

それから、一番向こうから二番目にこまかく書いてあるのがございまして。それは東京の例を持って参りました。が、ストロンチウム九〇とセシウム一三七、この二つに関して、どういう食べものからどのくらい入っているかと、いうことを出した表であります。あれでございになりますと、海藻や魚はほかの野菜や穀類などと比べて非常に非常にわずかでございまして。そういうふうなことを見ながら、これをどのくらいに押えていくかということ、コントロールしていくことが必要であります。それによって将来生まれてくる日本人があまりめちやくちやにならないように、遺伝的な影響までも考えまして、それから、生涯のうちに白血球になつたり何かする確率を高くしないうようにする。もうすでに広島、長崎でほかの国よりはふえております。だから、それをそんなに上げないようには押える。そういうようにここでコントロールしていくことは、当然行政責任あるところのすることだと私は思っています。

その次は、さつきもちよつと言いましたが、非常に濃い魚、ほんのわずかにありまして、それを食べたら一ころ——一ころという言葉は悪うございしますが、一ころになるといけません、うことである。放射線の量は、では、どのくらいで一ころであるかという、大体全部死んでしまふというの——これは実際にガンや何かのとき、数千レントゲン、何か一度にかけるわけですね。国連の化学委員会の報告あたりでも、LD五〇、死亡率五〇程度のところを二百ないし七百レントゲンくらいに押えております。そしてICRPの方では、一度に二十五レントゲンかかった人はお医者さんに見せるわけですね。それから、原子炉事故や何かがありまして、われわれが飛び込んでいって、バルブを締めるとかなんとか、そういうことをやらなくて

はならぬ。挺身隊が飛び込んでいくときの計画したものは十二レントゲンです。十二レントゲンかかったらすぐ帰ってくるというふうな計画で、われわれは飛び込むわけでありまして。そういうことでこれは押えておる。前のビキニのマグロの事件のときは、恐怖心ばかりであつて非常に困る、というよりは、ほかに放射能がなかったから、少しでも押えようということであらう。ことをやつたのであります。今度は、あとでお目にかけますように、至るところに放射能がありまして、あそこ、書いてございまして、ビキニの当時はずっと左の方で、もうありませんが、ビキニの当時から比べますと何十倍、何百倍と、今日皆様の骨の中にはストロンチウム九〇がふえておるわけでありまして。あれはニューヨークの例であります。日本でももちろんそうなっております。そういうふうには、あの当時から比しまして今日は至るところにあるのですから、今放射能をからだの中に入れるなといつたら、物を食へないのです。水も飲めない。だから、許容量なんというのを言つていまして、そこになつたらだめだといつたら、みんな死ななくてはならぬといつたら、かなことが起こる。従いまして、日本人の放射線公衆衛生をどうに考えるかという場合には、日本人の障害をなるべく少なくするということ、それをわれわれ考えなくてはならないので、そう低いところへこれを押えることはできません。

だけれども、今日いまだに私たちが不思議に思つておりますのは、ブリニル報告、IAEAでも、海水に対しての許容線量の割当をしているのであります。日本ではまだ、環境の汚染のレベルをきめて、国民を放射線から保護するというふうな立場に立つておりません。放射線審議会というのがございまして、そこでは、原子力施設から出すものはどのくらい出していいか、あるいは鉱山がございまして、それから出すのはどうしていいか、こういうふうな幾つでも同じようなものがかつてきますから、許容量は何倍になつてしまふ。それも、出す方で、出すのは幾らというふうなきめておるから、海の水はどうだ、土の上はどうだ、食べものの中はどうだというふうなきめておるから、われわれの方で、アロケーション、つまり割当でございまして、海の方からくる食いのについて、ブリニル報告ではたしか二十五分の一かと思ひましたが、割当をしてあります。日本は割当をしておりませんから、今日これについて魚の許容量の方は、上の方は出していい。下の方も、もちろん再三われわれかんかんががくで議論しておりますが、これをきめるのは、私らは計算はできますが、むしろ政治行政の上からこれをおきめいただく以外に方法がありません。

従いまして、私が申し上げたいことは、こういう原子力の開発は大へんけつこうであります。環境汚染なしにいくというところではないのでありますから、その環境汚染によって起る人間の障害をなるべく少なくするような方法で、一つ原子力開発が行なわれるようにお願いしたいということでありまして。

ついでに、あそこを持つて参りましたデータがございまして、ちよつと説

子力船の建造に政府が取り組むということは、いささか早計ではないかというような感じを持ちますので、ごく一般的な質問でございますが、この点についての御所見があれば伺いたいと思うのです。

○西脇参考人 船用炉の立場から申し上げさせていただきます。

現在のところ、万が一の危険ということを、まあそういうことはないのですが、かりに抜きにして、安全度を多少許すならば、今日でも原子炉は日本

の技術でつくれると思います。しかしながら、万一というか、非常に安全にやりたいというものでございますから、現在のところは、約五年なり、これから十分に勉強して慎重にやるというのが大体の構想じゃないかと予想しております。やはりこういう問題は、あらゆる角度から時間をかけて研究し

なくてはいい面がある。そういう要件を考えますと、やはりなるだけ早い時期から具体的に勉強した方がよろしい。現在日本の造船所関係、造船所

のみならず電気会社、それから重工業の優秀な技術者がかなり集まりまして、時間も十分かけて研究して参ったのでございますが、そういう意味から

申しますと、もうぼつぼつ本物をやるという前提で慎重に研究しないといけない時期にきている。それをやりまして、もかなり時間がかかりました。しかも、今

日、自分らが夢にどうか、かなり具体的に設計しましたものをすぐつくるというのじゃなしに、それをもっと嚴重に吟味するとか、この時間をかけてや

る。そうしますと、やはり技術者の常
かもしませんが、具体的な問題を対
象にしまして、しかも安全にやるとい

う前提でやりましても、時間がすぐた
ちますから、なるたけ早目に具体的に
勉強していくのがいいじゃないかと、
私、個人的に思っております。

あるいはすでにお聞き及びかとも思
います、日本のある会社で圧力容
器をつくる技術を一生懸命やりました
ところ、向こうの連中も驚くほどき
れいな溶接、それから清潔なやり方の
技術を開発しておりますし、そういつ
た個々のものはかなり進んでおりま
すが、何しろ安全というためには非常
な総合技術が必要でございますして、
先ほど槍山先生のおっしゃった放射
能問題のみならず、オートマチック・
コントロールの問題にしまして、
それからいろんな操作機構、それから
水を扱うキャンド・モーター一つに
しまして、あらゆる面でまだまだや
らなければいけない具体的なものの
積み重ねが必要であります。安全を期
せば期すほど、キャンド・モーター一
つにしまして、早くつくって安全を
十分確かめる。それからヘリウムの冷
凍関係にしまして、早く準備段階を
終えて、しかも安全の段階にいくとい
うためには、なるたけ時間をいただき
たいのでございます。さあ、もうこと
しはよくなつたからお前年度つくれ
といわれるよりは、今から金を相当か
けて具体的に研究したいというのが、
私もエンジニアリングに関係してい
る人間の念願でございます。そういう
意味から申しますと、あるいはいまこ
い点ではまだまだ審議すべき点が多い
と思ひますが、その点を考慮に入れて
も、今からじっくりと具体的に研究し
ていく。ちよつとこの間計画書を見せ
ていただきましたが、約八年間ほどか

かつてやるような一案がございます
が、やはりこのぐらしかければ、かな
りしっかりしたものができるといふ感
じを持っております。すでに先例とし
ましていろんな実例が私どもには入っ
ております。

それから、先ほど服部先生がおつ
しゃいました放射能安全の問題でござ
います、現在私も関係の技術者
は、原子力船に生じましたものは、極
端な言い方をしますと、絶対に海水に
捨てないという安全策をやっております。
そのために現在原子力船は非常に
値段の高い船のはやむを得ないのでご
ざいます、安全を第一にして、その
ために非常な技術的なエネルギーをさ
いでいるという感じを持っております。
そしてそれは、今後この開発にあ
たりまして、かなりの精力をさく
と予想しております。

○田中(繼)委員 西脇先生の御意見に
よりますと、原子力船の建造に着手す
るといっても、八年計画で、これから
設計その他いろいろの面の研究を進め
るといふことだから、完成するまでに
は相当の時日があるから、具体的なそ
ういう面についての研究を始めるとい
うことは、むしろできるだけ早く始め
てもらいたい、こういう御意向のよう
に伺うわけなんです。

その点、服部先生は、特に安全性の
問題等で、私はもっと先に手をつけな
ければならぬ問題があるような、ごく
しろろ的な考え方なんですけれども、
この点はいかがでしよう。

○服部参考人 安全性の問題もござい
ますが、この原子力船関係の資料とい
うようなものを拝見いたしますと、諸
外国の原子力船の推進の体制というも

のをいろいろと御説明になっておるよ
うでございます。この中で問題になり
ます点は、よその国でやっております
ときに、その船の研究という点、そ
れから同時に、その船に積む原子炉を
どうするかという研究、それからこの
安全性の研究、この三本建てが並行を
して進められていくということに、外
国の場合には非常に大きな特徴がある
のではないかと思っております。

この原子力船開発事業団法案により
ますと、まずとにかく原子力船を一隻
つくるということなんです。原子力船
を一隻つくるということになります
と、それに積む原子炉というのは、こ
の原子炉も積んでみる、あの原子炉も
積んでみるということには参らないわ
けです。原子力船にとつて大事なことは、
やはりどういう原子炉を使うか、
原子力船の特徴は原子炉にあるわけで
ございますから、その原子力をどうい
う原子炉で取り出すかということが非
常に大事な問題です。そうしますと、
この第一に船に積む原子炉をどうい
う原子炉にしたらいかがかというこ
の研究は、非常に大きな問題になってく
るのではないかと。その原子炉の型をき
めるときに、この安全性の問題とい
うものは当然並行して進められていく問
題になるのではないと思ひます。

その点、私も詳しいことは存じませ
んけれども、現在のこの原子力船開発
事業団法案の中で考えられている原子
力船にどういふ原子炉を積んだらいい
かということについての検討が、少し
不足なのではないかという気がいたし
ます。もう一つは、これは結局、実際
にこの原子力船をおつくりになるの
は、民間のメーカーがおつくりになる

わけです。そのときに、ある特定の型
の原子炉をつくることを決めてしまつと、
ほかの会社は見向きもしないというこ
とがあるのでは大へん工合が悪いので
はないか、そういう点。

もう一つは、この法案の内容を拝見
いたしますと、民間資金というものが
ある程度入るようになっております。
それがコンスタントに入るものか、初
年度だけのものなのか。そういう点
にも一つ大きな問題がある。今後の原
子力船開発の問題があるのではないか
ということなんです。先ほど西脇先生も
おっしゃいましたように、日本の場合、
特に安全性に力を入れるというふうな
形でこの原子力船の研究が進められて
いくとすれば、やはり資金繰りという
ことについても十分なものが準備され
なくてはならないのではないかと。だか
ら、原子炉の型をどうしたらいかがと
いうこと、あるいはそれに伴つて安全
性をどうするかということについて、
十分な資金繰りができますことを希望
するわけでありまして。

○田中(繼)委員 その点は、事業団法
をこれからこの委員会が審議いたしま
すが、私もしろうとはしようとな
りの立場で、当局との間に質疑を進めて
参りたいと思ひます。

もう一点、これは服部先生にお伺
いをしたいと思ひます。私はし
ろろとなりであります、私の郷里へ帰
る途中の大阪の熊取によく場所が
きまつて、たゞいま建設が進められて
おるのでありますが、例の研究用の原
子炉の設置問題です。私は和歌山であ
りますが、関西方面が、宇治を初めと
いたしまして、大阪の四条畷と、場所
の問題ではずいぶん問題が起つたわ

けであります。そのときに、地元の人
たちを説得するのに、研究用の原子炉
にいたしまして、もうすぐでありますけ
ども、いわゆる核兵器に使う瞬間的な
核物質の爆発という問題と、原子炉な
どで徐々に燃焼していくという核物質
の燃焼というものは区別して考えな
ければいけないんだ、こういうことが
説明されるものですから、その点から
の理解が、そういう関係者の間には、
広島、長崎あるいはビキニ等における
核物質の瞬間的な爆発という問題と、
原子炉において徐々に燃焼していく過
程における放射性物質の性質というも
のとの区別を、一般的にした形で納得
をしておるのではないかと、いろいろふ
うに理解しているわけなんです。しかし、
先ほどの服部先生の立教大学が横須賀
に進められております百キロワットの
原子炉の関係から出てくる放射性物質
の量は、一、二グラム、たとえば近く日
本へ寄港しようというノーチラス、い
わゆる原子力潜水艦、これは推定によ
るとおそろく五万ないし十キロワッ
トの出力のものではないかという原子
炉を搭載して、そこから出る放射
能の量というものは、広島に落ちたも
のの一キロですが、それをばるかに上
回るところからの放射性の物質が出て
くる。こういう灰の量の問題について
触れられたわけなんです。その点からい
って、やはり核爆発の問題と核物質の
いわゆる燃焼といふ点、その点が放射
性物質の生成といふものとの関係につ
いて国民が理解できるものがあれば、
特に発電用の原子炉の問題であると
か、あるいは研究用の原子炉の問題
等、熊取の問題、あるいは京大にでき

る関西の研究原子炉の問題のような騒ぎがなくて済んだんではないかということも考えられるのです。この点については、服部先生の御見解はいかがですか。

○服部参考人 原子力の特徴というのは、非常にわずかの核分裂性物質から非常にたくさんエネルギーを取り出すことができるということにあるわけです。それを、たとえば百万分の一秒といった非常に短い時間の間に連鎖反応を済ませてしまおうのが原子爆弾であり、そうしてそれを人間が制御しながらエネルギーを取り出すのが原子炉であるということ、先ほど田中先生おっしゃった通りであります。ですから、原子爆弾と原子炉というものは同じ核分裂性物質の核分裂の連鎖反応を使うという点では、全く同じ原理でございます。ただ、片方は無制限に爆発をさせ、一方はそれを制御しながら燃やしてやる。しかし、制御しながら燃やしてやるという点でも、当然核分裂を起こすわけでございますから、その中に灰がたまって参ります。爆弾の場合には、これをばかんと一面にまき散らしてしまふわけです。しかし、原子炉の場合には、この灰は燃料棒の中にたくわえられております。もちろん、死の灰といえますものの中にも、非常に寿命の長いもの、短かいものがございます。寿命の短かいものはほとんどなくなってしまうけれども、寿命の長いものは、やはり原子炉の場合でも燃料棒の中にたくわえられては出て参りません。しかし、先ほど申しましたように、何かの原子炉の事故が起こったような場合——事故という

ことは当然あり得ることで——その事故が起こった場合、たとえば燃料棒が溶けてしまふとか、小さな爆発が起こるとか、火事が起こるといったような場合には、燃料棒の中にたまって非常に強い放射性物質が外へ漏れてくることがあるわけです。その中にたまっていた灰自身は、核爆発実験で空から降ってくる灰と、原子炉の中でつくられた灰と、全く同じものでございます。しかし、一方はふだんは燃料棒の中にたくわえられている、爆弾のときには一ぺんにばかんと爆発してあたりかまわずまき散らしてしまふ、そういう点に違いがございます。出てくるものは同じでございますから、事故が起こった場合にはそれが外へ出てくるという点を私たちは心配するわけです。

○田中(鐵)委員 先ほど、アメリカ海軍の原子力潜水艦のいわゆる放射性物質の海洋投棄の問題について、十二海里外であれば、他の艦船を三海里以内に見ない場合には無制限に投棄していい、こういう服部先生のお話でございます。これは増山先生からお答えをいただいた方が適當かと思ひますけれども、一般に海洋の放射性物質による汚染を防止するというような国際的な条約があるかどうか存じませんけれども、国際的な連帯性のもとにおけるアメリカ海軍のそういう指示事項というものが許容されておるかどうか。この点は、一般に海洋の放射性物質による汚染を防止するという国際的な課題から見た場合に、勢い問題になるのではないかと、そういう軍事的な関係のものであれば、国際的な汚染防止の会議等においても、もうワグ外

の問題として触れないのかどうか。そういうような点はいかがでしようか。

○増山参考人 私、国際法専門じゃございませぬから、そういう点わかりませんが、最近こゝろ、二年の間にウィーンの国際原子力機構で海洋汚染の国際法に関する会議が行なわれております。これは、専門家でありませんから知りませんが、軍艦の方はおそらくそれから除外されるものだろうと思ひます。船も、場合によっては入らないことはなと思ひますが、そういう国際的に規制する方向はありますけれども、それに対する——私は科学者でございませぬから、科学者から見た誠実性がないように見えます。言い方は悪いかもしれませんが、さる法みたないなもので、それも法律ができずに、勧告ということになりそうだと聞いております。

そちらの方のことはよくわかりませんが、さつき西脇参考人がおっしゃった、日本のこれからやろうという原子力船は、さつき私が申しましたサブナン号のような、廃棄物といつていいか、排泄物といつていいかわからないものでございませぬが、それを出さないためにひどくコストのかかるようなことをやろうとしているというところをおっしゃったようです。そうすると、日本は何か損するやうな気がするのです。というのは、ほかにたくさん原子力船がおりまして、それがなるべく自分のところには捨てずに、どんどんよそに向かつて捨ててやる。足の長い船でございませぬから、どこにでも行けるわけです。自分のところと定まっていふやうなところを捨てては行かぬ。そういうことをやっているのに、

日本だけわざわざコストをかけてそんなにきれいにする必要はないのじゃないか。といったところで、じやんじやん海をよこせと言っているわけじゃございませぬ。

ですから、結局今御質問の通り、問題は国際問題でございまして、海は世界各国が使っている。日本の特殊な立場は、もう私が申し上げることもございませぬ。結局世界で一番魚をたくさんとっているのは日本国でございませぬ、それから日本人が世界で一番魚をたくさん食べております。従いまして、海洋の汚染から起こる被害は日本が一番大きいということだけは事実でございませぬ。けれども、海洋をよこす原因は日本はきわめて少ないし、また、さつきからお話のように良心的に過ぎるまでの配慮をなさるのには、ちよつとつまらないやうな気がするわけです。

○寺島委員長 岡良一君。

○岡委員 増山先生は国際会議にしばしば御出席でございますが、この原子炉の安全対策あるいは放射能の汚染対策等については、わが国の学者の皆さんのレベルは非常に高いものではないか、こうかねてから私は思っているのでございますが、いかなるものでございませうか。

○増山参考人 どうも、レベルが高いか低いか、自分自身ではわかりませんが、不幸にして海洋の汚染と魚の汚染についての手のつけ方が早かったことは、幸いか不幸かわかりませんが、ビキニ事件があったというところはございませぬ。しかし、これはもちろんアメリカやイギリス——イギリスはことにたれ流し式の原子炉を持っております。た

くさん仕事をやっておりますし、そういう調査研究にかけている費用は、日本とは二けた、三けた違う費用をかけております。今のところは全然太刀打ちがならない状態であります。

〔委員長退席、山口好委員長代理着席〕

初めはこつちがスタートが早かったのですが、今度は向こうの方がスピードが早うございませぬので、問題にならない状態になっております。大部分はコンフィデンシャルで、公表してありません。日本のデータはほとんど出します。世界で大へん重宝されて、従つて、わずかな貧弱なデータでございませぬけれども、世界ではそれを唯一の資料としてずいぶん使つてくれているというのが現状と思ひます。

○岡委員 アメリカ局長は来ておられますか。たしか二月中旬に、日本側からアメリカ政府に出した質問に対して答えがあった。その中の第一点は、日本側が安全評価を行なうデータをわれわれに渡すことはできない、しかしノーチラス型原子力潜水艦の安全はアメリカが保証する、こういうふうな表現の答えがあったと聞いておりますが、いかがですか。

○安藤政府委員 ただいま岡先生御指摘の通り、過般関係各省といふいろいろな安全性も含めまして諸点を質問いたしましたのでございませぬ。それに対して、向こうから一部その回答がございませぬ。その回答を今いろいろ関係各省とも検討いたしますと同時に、またその内容につきましてもアメリカにいろいろ接触しておる段階でございませぬ。今おっしゃいましたやうな点につ

いては、まだはつきり私ここで申し上げる段階でないと思存します。ただ、新聞その他にはちよつと出ておつたようでありますが、しかく簡単な、質問というよりも、いろいろな点をまぜまして相当詳しく聞いておる次第でございます。

○岡委員 これは「朝日ジャーナル」ですが、これにははつきり安全保障書は提示できないという回答がきたと書いてあります。海上の人命の安全に関する条約の勧告の中でも、やはり原子力船の安全性に関しては安全保障書を備えつける、あるいは運搬の基準書を備えつける、そしてこれを自由に閲覧せしめるということが勧告されておることは御存じの通りです。

そこで、これは檜山先生にお尋ねをいたしますが、アメリカ側の回答は、私の聞いたところでは、日本が安全評価をするようなデータを出すことはできないと、こうかりにアメリカが申し出てくるとすれば、一体われわれは何で安全の評価ができるか。私もいろいろと考えたが、先ほど来、服部先生や檜山先生のお話にもあったように、原子力船の持つ潜在的危険性というものの評価がやはり原子力船の安全性を評価する場合における基本だと思ふ。これが全然出されない。あるいはまたこれが東京湾に入つてくるということになれば、相当船舶の航行の激しいところで、しかもその入り口は難所といわれていられる。だから、運搬基準書というものをわれわれに示してもらわなければ安全評価はできない。こういう点、安全評価書も出さない、運搬基準書も出さない、しかし信用しておけ、まことにこれは非科学的な話なんです、学者と

しての立場また原子力専門の学者としての皆さんの立場から、いかがなものでしょうか。こういうことで、一体われわれは安全性というものを確かめることができるものでしょうか。率直な御所信を服部先生、檜山先生にもお聞きしたいと思います。

○服部参考人 先ほども少し申し上げたつもりでございますけれども、私たち科学者というものは、データがなければ判断のやりようがございせん。原子力潜水艦に関する限り非常にわずかのデータしか得られておりません。そのわずかのデータから判断いたしますと、私たちの判断した範囲では、この原子力潜水艦に積んでいる原子炉は、原子力商船やその他陸上の原子炉と比べて非常に潜在的な危険性の大きい原子炉だということを考えられます。

と申しますのは、先ほど申しましたように、非常に大きな超過反応度を保持せよとされていること、それから制御棒の数を減らすとされていること。これはアメリカの原子力潜水艦に積んでいる加圧水型の原子炉は、最初のS2Wというのから最近S5Wの2というのまで発展してきておりますけれども、その発展の過程というものは、できるだけ超過反応度を大きくしようというのと制御棒を少なくしようというところに置かれていようでありまして、そういう点は、先ほど申しましたように、非常に安全性を無視した設計であるということが言えるわけであります。そういう点からでは、非常に危険だ。極端な言い方をしますと、現在あるほかの原子炉よりも、どの原子炉よりも危険な原子炉を積んだものが入ってくる。そしてそれが同じ横須賀の中に、私たちが百キロワットの原子炉を設置して運搬するときは非常にきびしい規制を受けている。しかし五万キロの非常に危険だと思われる原子炉、しかも私たちに全然データがない以上判断しようがないものが、安全審査なしに入ってくる。私たちの原子炉は、横須賀のかなり人口の少ないところにつくつてありますけれども、今度横須賀の港に入るといいますと、この横須賀の港の人口の最も稠密なところから数キロメートルあるいはせいぜい一キロメートル程度のところに停泊する。それが安全審査なしで入る、そこに原子炉が置かれるということになります。私たちがとしては非常に矛盾を感じておるわけです。

と同時にまた、現在私の知っておる範囲では、横須賀港について、いろいろな立地条件その他についての調査というものは行なわれていないと思ふのです。また、そういつた原子力船が入ってきた場合のモニタリング、放射線の監視をどうするかということについても、何の手も打たれていない。あるいはバックグラウンドの測定といったことも、行なわれていないとは私は聞いております。そういう状況の中、何の準備もなしに、安全審査もなしに、最も危険な原子炉が設置されるということになります。今後日本じゅうどこにどこにどんな型の原子炉を設置してもかまわないじやないかと。そのくらいなら、原子炉規制法はおやめになった方がいじやないかという気がするわけでございます。

○檜山参考人 事故の方のことは、今服部さんがおっしゃいました。私は廃棄物といひますか、排泄物といひますか、そちらの方のことを申し上げます。私が知っておる限りのことは先ほど申し上げました。それ以上のことはわかりません。と申すよりは、発表されております。従いまして、今度はどういふふうなものを、どれだけの量を、どういふ形で出すということがわかりません限り、われわれが日本国民の受ける障害を減らすために、あるいは除くために進むべき調査、対策、方策は見当が付きません。潜水艦はこういうものを出しますけれども、もぐつておる状態で出します。おそろく探知することは、非常な努力をしない限り無理だろうと思ひます。でも、そういうことをするといふことが、もし何かそういうものを日本の近海で出すといふことを制限することにでもなるなら、それはしなればいけないことかもしれません。ほとんど事実上不可能です。

それから、先ほど申しましたような、あるいは一ころにでもなるかもしれないような、そういうものの検出といふのも全く不可能でございます。これはビキニのときのマグロみたく、マグロといふのは特別な魚でございます。大きな船で持つて参りますから、わずかの港で、当時は五つの港であります。そこで押えて全部検査する。今度のはむしろ、問題はマグロでございます。今度のもっと多種多様な魚が非常に低いのでございます。それから、その網をランダム・サンプリングをやつてうまくひつかかるかどうか、これもわかりません。しかもたとえばサーベーターとして、どのくらい

の範囲でサーベーターしていいのか、これは出すほうのかたに聞かない限り、こちらでは見当が付きません。しかも、従来とも経常的なサーベーター調査を、科学技術庁、原子力局がお世話して、水産庁あるいは水産部その他の船がやつております。大学の船もやつております。ときどきそういうようなもの、いわゆるわれわれが言つておりますホット・スポットという、非常に高い放射能のある海域が出ております。そういうのから見まして、今すでに三十隻が動いておるのでも、今から、そういうものが方々で出しているのだからと思ひますが、そういうものにたまに当たるといふことは、全く大チャンスでございます。その確率をどのくらいに見、押えていつたらいのか、こういうことになりまして、どのくらい日本人が障害を受けるというところで許すかという問題になつてくるわけでありまして。はなはだ調査の企画も立てにくい問題で、考えようがなくて困つております。

○岡委員 安全保障課長なりアメリカ局長にお伺ひいたしますが、今、原子力潜水艦は、現在太平洋艦隊なり第七艦隊に何隻配置されておりますか。

○高橋説明員 アメリカ側から正式に聞いたわけではございませんけれども、新聞報道その他によりますと、数隻ということになっております。太平洋におりますのが数隻ということでありま

だけがどんどんふえている。ソビエトも、一九六〇年には原子力潜水艦ボリス型をつくったという声明も聞かれています。英国もすでに四隻の原子力潜水艦、ポラリス潜水艦の建造の予算要求をしている。こういうわけで、どんな原子力潜水艦もふえてくる。

そこで、楢山先生にお伺いいたします。これは申し上げるまでもなく、先生の御専門のお魚の関係です。また、われわれ国民としても、お魚を常食にしておるのだから、関心を持たざるを得ないわけです。一体こういうふうにとんどん原子力潜水艦がふえて、先生の言われるように、イオン交換樹脂などは、いわゆる海の底にたれ流しという状態でやられてしまうというふうなことです。これはもう日本の漁場というものは、放射能で汚染されるといふことが非常に多い。こういうふうな状態に対して、楢山先生、一国民という立場から、どうあるべきだとお考えになりますか。

○楢山参考人 今のお返事になるかどうか知りませんが、第一はストロンチウム九〇とかセシウム一三七のような長寿命核種については、まだ海にはずいぶん余裕があるように思うのであります。というのは、核実験の影響が陸に非常に強く出ておりまして、海には大して出ておりません。一番向こうから二枚目の表でぐらん下さると、海藻とか魚介類からのコントリビューションはまだ大したことはいません。これは今まで幸いにして薄める役をしていたのでありますから、これを別にあげる必要は毛頭ないわけでありまして、もし核実験や何かのこと、あるいは陸上の食べものから入ってくるもの

と比べると、そういう長寿命核種については、将来ともどれくらい原子力船がふえ、また廃棄物をわれわれが海洋に投棄しなくてはならないか、わかりませんが、さつきちょっと申しました一ころというふうな現象と比べますと、割合と安全、まだそう心配しないていいのではないかと。

ところが、さっきの、いろいろな、非常にわずかな魚が非常に強い放射能を帯びるという現象が起きる。これは原子力船に限りませんで、海洋への廃棄物の投棄によっても起きるわけなんです。この問題が一番大きな問題になると思うのであります。日本国民としての考えと申しますと、やはり日本人が世界で一番魚を食べているということと、それから世界の海のほとんどすみずみに至るまで日本の漁船が行って魚をとっておりまして、従って、地理的にただ日本の近海が汚染されてなければいいというだけの問題ではございません。問題は世界じゅうの汚染の問題になってくると思います。そういったしでございまして、世界人類としてこの問題は考えなくては行けないのではないかと。しかも、日本国民がことにそういう魚を利用するということが多いのであるならば、日本がむしろ指導的な立場に立つて、世界人類の障害をどういうふうにしたら防ぐかということの真剣に考えていかなくては行けないのじゃないかと思ひます。一方では、もちろんその原子力船それ自体の構造の改良というものによって事故を減らすとか、そういう廃棄物を少なくするということが行なわれ、他方において、それをどういう形にして海に捨て

たらいいか、どういう形にしたらそれが魚や何かに入っていないものになるかというふうな基礎的な研究、両方のサイドから攻めていく以外に方法はない。むしろ日本国民というよりも、世界人類のために日本国民がやらなければならぬというふうな感じがいたします。

○岡委員 それでは、最後に原子力基本法の問題です。原子力基本法の第二条は、特に当時学術会議の皆さんの強い要望で織り込まれた。平和目的に限る、あるいは民主的運営、公開を原則とする。学術会議のほんとうに強い要望で、私もあの第二条というものを、それをそのまま織り込んでおるわけなんです。

そこで、私は、学術会議の、特に原子力委員会に所属される方として御所信を承りたいのであります。原子力潜水艦が日本に寄港するということが、そうした公開、民主、平和という大原則の立場から見ると、たとい日本の原子力基本法というものが外国の軍事的目的を規制することはできないとしても、あの二条に盛り込まれた精神というものは、学術会議の御要望であり、同時に国民の大きな悲願であり、また一つの勇氣である。それがそのまま象徴的に表明されておるのがある第二条である。そういう崇高な第二条というものの立場から考えてみて、学術会議の皆さんとして、当時、平和、民主、公開の原則を強くわれわれに要求された皆さんとして、原子力潜水艦の寄港を認めることは、安全性の問題を越えた道義的な意味において、あなた方は賛成をされるか。楢山先生なり服部先生の率直な御意見を聞かせていただきたい

と思ひます。

○服部参考人 私、現在学術会議の会員でもございませぬしそれから学術会議の原子力委員会にも直接には関係ないとしておりません。ただ、本日は、原子力特別委員会委員長の坂田先生からぜひ出席していただきたいということをお願いしたので、出て参つたわけでございます。ただ、例の三原則というものをよく知りましたときに、私、学術会議の原子核特別委員会の委員の一人をいたしておりました。その立場を振り返ってみまして、やはり私たちが、あの三原則というのは、日本の中だけにとどめるのではなくて、これをさらにほかの国にまでも押し広げていこうではないかというところがそのときの根拠にあつたというふうに考えております。もちろん現在の国際法、あるいは法律的な問題でいろいろあることがあつたことは、私も存じておりますけれども、しかし、原子力を平和のために限るうではないかという精神、そうしてそれを人類の幸福のためにのみ役立てていこうという精神に関する限り、今も当然その精神はつながつておると思ひますし、またこれはだんだんと世界各国の支持を受けて、歴史的に見ましても、世界各国の科学者の支持をだんだんと受けてきたことは事実でございます。そういった点から考えましても、原子力を兵器として使うという意味——もちろん潜水艦に原子爆弾として積まなくても、潜水艦というのは、明らかに軍事的目的のためにつくられたものである。であるからこそ、横須賀の軍港に入ってきて安全審査ができないわけでありまして、まさに軍艦としてつくられた。しかも軍艦とい

うのは、軍事利用というもののためにつくられたものだ。そういったもののために、何らかの特別の措置がとられる。平和利用の目的の原子力に対しては、非常にきびしい規制をするけれども、軍事利用の原子力に対しては何も規制をしない。そういういわば内弁慶と申しますか、そういう態度というものは、やはり三原則の精神、つまり原子力というものはあくまで平和利用に限っていくのだという精神からは当然反するものである。軍艦というのは日本の主権の及ばないところかもしれないが、少なくとも私たちは、横須賀の港は日本の港であるというふうに考えております。日本の港の中で、そういった軍事利用が許されるということ、私は、私たちが平和利用を志して、平和利用のために研究しておるものにとつては、はなはだ心外なことでございます。

○楢山参考人 私は、学術会議の原子力特別委員会の委員ではございまして、別に坂田委員長と打ち合わせもいたしませんし、ほかの委員の意見も聞きませんので、別に委員としてのお答えは申し上げません。私個人、学者としての立場では、やはり何かいろいろなものデータを与えられまして、それから計算して、日本人あるいは世界人類の幸福にそれがどういふふうに関与するか、障害をどう減らすことができるかということを考えていふものでございまして、そういうものが知られられない、十分のインフォメーションを得られないということは、非常に残念なことだと思つております。

○山口(好)委員長代理 各参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

長時間にわたり、貴重な御意見の開陳を賜りまして、本委員会審査のため多大の参考となりましたことを、本委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

○山口(好)委員長代理 質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 この原子力委員会の統一見解を拝見いたしました。特に安全性について、原子力委員会としては国民に納得し得る結論が出れば寄港もやむなしという態度のようでございます。ところが、今お話があったように、科学的に安全性を立証するための安全評価というものに必要なデータをわれわれは持つことができない。こういうことで、原子力委員会はどのようにして原子力潜水艦の安全性を立証されようとするのか、具体的に回答をいただきたい。

○近藤国務大臣 原子力委員会としては、安全性について何らかの方法でそれを確かめたいという意向は、たびたび申し上げましたように、強く持つておるわけでございます。目下、その安全性の保証について、アメリカ側からの第一回の回答をいたしましては適当な御返事がなかったということでございます。重ねてこれに対しては何らかの処置をとられたいということとを交渉をしようというものと、検討いたしておる段階でございます。

○岡委員 それでは、アメリカ局長にお伺いするが、二月十四日のトーキング・ペーパーは原子力委員会や科学技術庁にはお渡しになりましたか。

○安藤政府委員 即刻科学技術庁の方に提出いたしました。

○岡委員 この原子力潜水艦の安全性については、これは原子力委員会の大きな責任であるかと私は思うのであります。しかも、原子力潜水艦が、国籍がアメリカであるとしても、わが国の領海内に入り、わが国の港に入ってくる船であり、そしてそれは万一の事故があれば国民が大きな被害を受け得る可能性のある問題であって、さればその安全性を追及しようというのであります。その場合に、科学技術庁なり原子力委員会としては、学術会議もあつた安全性を強く強調しておる実情であります。ところが、やはり原子力基本法の民主的にという精神に沿って、広く専門家の意見を求めて安全性を決定するという態度に出るべきがほんとうではないかと思ふが、いかがでしょうか。

○島村政府委員 お尋ねの前段につきましては、全く同じような考えで統一見解を出しましたわけでございます。安全性の面につきましては、強くこれを考へておるわけでございます。

しかしながら、ただいま長官からも御返事申し上げましたように、安全性の問題につきましても、外務省からアメリカ側の回答なるものもちようだいいたしておるのでございますけれども、なお重ねて質問をするというようなこともやっておりますし、いろいろ検討いたしておる段階でございます。で、そういうような統一見解につきましても、現在において予定しておるわけではございません。まだ討検中だというふうに御了承願いたいと思ひます。

○岡委員 外務省は、このトーキング・ペーパーをわれわれには出すことはできないというふうなお話のようだが、私も委員会としても、この問題は国民の福祉に直結する問題として重大な関心を持っており、また責任も持っております。そこで、原子力委員会はこのトーキング・ペーパーの内容を資料としてぜひわれわれに配付してもらいたい。

○島村政府委員 これはいわば外交関係の文書でございます。外には出すことのできないものという形で外務省からちようだいいたしております。で、私の方で勝手にお出しするわけには参りませんので、岡先生の御要求は、どうぞ外務省の方にお願ひいたしたいと存じます。

○岡委員 とにかく、こういう安全にかかわる問題であつて、何も別に政治的な問題が含まれておるわけではないわけですから、こういうものまでも責任をお互いが転嫁して、国民の前に隠蔽するということが、そのことがやはり国民の大きな疑惑の的となる。そういう秘密外交的なやり方、そういうエリート意識的なやり方、そういうものがこれまでの日本の科学外交の一番の不幸な点だったのです。しかし、そんなことは繰り返して申し上げる必要もないことだが……

それでは、具体的に伺ふが、少なくとも現在ではアメリカは安全基準書は出さない。それで、原子力委員会としては、安全審査を確実にするため、さらに安全基準書を出してくれ、あるいは運輸基準書を出してくれ、安全評価書を出してくれ、こういう要求をされるのかどうか、具体的に検討

中だなどというややこしいことでは困る。これがなくては安全審査ができないのだから、これをする気があるのかどうか。そこを一つ聞かしてもらいたい。

○島村政府委員 具体的に、安全説明書あるいは安全保障書といったようなものを出せないと言ってきたかどうかというのを、私どもの方から申し上げますことは、外務省からお話しになつていらつしやる、回答の内容はまだ申し上げるわけにいかないというのと食い違ふことになりましたので、私どもの方からその点について申し上げますことはできません。従ひまして、そのようなことに対しては原子力委員会としてどのような態度に出るかということにつきましては、さらに外務省の方からちようだいいたしました第一次の回答をもとに、また質問もいたしておる段階でございますので、やはり検討中であるということ以外に申し上げるわけにいかない点を御了承いただきたいと思ひます。

○岡委員 さつき参考人の服部さん、楢山さんの御両所の一致した意見は、データがなくては安全性の評価はできない、こう言っておられる。お聞きの通りです。そこで、原子力委員会としては、こういう問題は政治的な取引の問題として使うべきではない。少なくとも原子力委員会は、やはり科学的な見地に立つて、あくまでも科学的に安全性を追及し、確かめていくということが原子力委員会に与えられた私は任務だと思ひます。

そこで、あなた方は、安全性を立証するには、安全評価書なりあるいは運輸基準書というものがなくては確実な

安全性の立証ができないという立場をとっておられるかどうか。アメリカから何を言ってきたかどうかは別として、原子力委員会としてそういう立場をとっておられるかどうか、これを伺つておきます。島村君は、これを伺つてやはり政治的な責任の問題だから、大臣から一つ……

〔山口(好)委員長代理退席、委員長着席〕

○近藤国務大臣 私どもの今日までの考え方から申しますならば、安全保障書というものが出せないということとを認めなければならぬような国際上の慣例とか、いろいろなことがございした場合に、それにかわる何らかの方法で私たちが納得がいくような処置はできないものであるかということを考えているわけなのでございます。で、どうしても出せないのだ、何回交渉してみても安全保障書は出せないのだということになりました場合、それじゃもう仕方がないと言つてしまえばそれまでかと思ふのですけれども、それではいけない。何かの形で、やはり私どもがある程度納得のできるような方法はないものかという形で、交渉をいたしてみたいという気持ちなのでございます。

○岡委員 一九五七年に米国の原子炉安全諮問委員会の委員長から原子力委員長にあつた手紙の中に、こういうことが書いてある。米国では、御存じのように、海軍の原子炉設計というものの安全性は、安全諮問委員会が十分に審査した上で許可するという方針をとっている。ところが、その原子炉安全諮問委員長が、「原子力船を建設、運転、修理する際、安全が保証されるか

いないかは、最初に潜在的危険の可能性を正しく評価したかにかかっている。これは原子力潜水艦だけじゃない。あらゆる原子力の安全性の災害評価というものが大前提なんですね。しかも、その同じ手紙の中でこうも言っている。「原子力安全諮問委員会が指摘したのは、原子力船がまだ一般大衆に危険を及ぼす可能性から完全には解放されていないことである。放射能が漏れる可能性は少ないが、やはりいつもその可能性は存在している。」ということも指摘しておられるわけですね。これは原子力安全諮問委員会の委員長が原子力委員長に宛てた答申の手紙なんです。これは一九六二年のセカンド・セッションの合同委員会の連記録に載せられておるんですね。こういうような文書を読めば、当然われわれは安全基準書というものを持たなくては、この安全評価ができません。それにかわるものがあるとすれば、一具体的にどういう方法でやられるのか。

何しろ対象となりますものが原子力潜水艦という特殊の地位にあるものでございまして、その点をどのようにして確かめるという事は非常にむずかしい問題でございまして。原子力委員会が非常に苦心いたしておりました。また、岡先生の御質問に對しまして、的確にこのようにして確かめるんですとかいうようなことを御返事するといったような意味合いから、追っかけているような質問もいたしておる最中とございまして、申し上げられないというところを言っておるわけですね。原子力潜水艦というのは高度の兵器でありますから、あるいは軍機に關するものな上にございまして、どれほどの情報なり資料を得ることができるとかということ、安全審査というやうなことをどのように関連づけるか、いかにして原子力委員会として安全性という点についての保証を求め得るかという点が問題となっておるわけにございまして。

○岡委員 今も申しましたように、アメリカでは海軍の原子力船といえども、やはり原子力委員長からその建造の許可がおりてゐる。しかも、海軍から回してきた原子力船そのものの設計上の安全性並びに安全対策については、安全諮問委員会がこれのいかんを検討した上で、よろしいという判断を押し、そこで海軍が設計をしておるわけですね。ところが、その委員長が、ここに今申し上げましたように、まだこの原子力船というものの安全については確実じゃないと言っておるわけですね。しかも、この委員長は、やはり潜在的危険の評価が一番大切だと言っておるわけです。

だから、潜在的危険の評価というのは、アメリカの安全審査委員会の方へはもう海軍の方から届けられておるから、ちゃんと書類があるわけでしょう、判定をして、これをあなた方が持たないで、何か検討中、検討中という、そういう無責任なことじゃ困るじゃないですか。放射能の防護に關する事項というのは、原子力委員会設置法に書かれた重大な任務じゃないですか。だから、これが手に入らないなめるとかという事は、やはり責任ある原子力委員長としては、この国会で報告してもらわなければならぬ。それをうやむやのままに、交渉中だ交渉中だなんて、そういうことでは無責任きわまると思ふ。何もこれは政治的なかけ引きの問題じゃないのだから、あなた方の合理的な科学的な態度をはっきりしていただきたい。

○島村政府委員 安全性の問題を非常に重視いたしますがゆえに、ああいう統一見解が生まれたわけでありまして、これは方法論とまた別だろと思うのであります。現在どのような質問をしておるかというやうなことも、あるいは外務省に伺いませんと申し上げかねる点もあるかもしれせんけれども、実は潜在的な危険の評価というやうな意味におきまして、いきなりつながら問題かどうかとは思いますが、非常に関連の深いアメリカの当該船が審査された場合に、最大想定事故というものをどのようにならしたかというやうなことも質問の中に入つておるわけにございまして、そのような点につきましても、まだ聞いておる段階では返事できませんので、こういうふううにやるんだということが今の段階において申し上げられない。いかにしてアメリカの船の安全性についての保証を得られるかというやうなことに對して申し上げられない段階にあるということとは、これはおわかりいただけると思います。ということは、同時に、何原子力委員会が安全性の点を軽く扱っている、こういう意味でないことも御了承いただきたいと思ひます。

○岡委員 それでは、具体的に、いま服部先生が言っておられた、もし原子力潜水艦の災害評価というものがわれわれの手に入らないという事になれば、あなた方は安易に——現在PWRで相当な熱出力を持つておるものといへば、シッピングポートかサバナ号。だから、シッピングポートかサバナ号の原子力の安全対策というものをあなた方は入手している。しかし、これも今、服部さんがはつきり指摘されたし、われわれしろうとだつてはつきり言えると思ふのだが、これは燃料はおそらく非常な濃縮ウラン。これは島村君も御存じの通り、おそらく原子力潜水艦は九〇%以上の燃料を燃やしておるかもしれぬ。しかし、軍事的な必要から超過反応というものを考えなければならぬ。だから、そういうサバナ号やシッピングポートの災害評価や何かで、原子力潜水艦の安全性が評価できますか。あるいはまた、それを基礎にしてどういう補正を加えて評価できるかあなた方は具体的に思われるか。もしあつたら、技術的な手続を一つこの際発表していただきたい。

○島村政府委員 おっしゃるやうに、何も参考人が述べられませんでしたことは参考人だけの意見であるというふうに私も考へておりません。科学的に確實に安全性を追及いたします場合には、データというものがなくてはならないと考へております。

問題は、先ほど申し上げておりますやうに、これは一般の商船でもない、特別の原子力潜水艦という、常識的に考へましても非常に軍機に關されたものであるというやうないろいろ聞いてはおりますけれども、その間の調整、どのようにして安全性というものの保証を求めるところを原子力委員会として検討しておる、というふうにお考え願ひたい。

○岡委員 それよりも、原子力委員会は、やはり可能な限り、日本として安全性を評価し得るやうな原子力潜水艦のデータを、もう一度外務省を通じてはつきり要求すべきだと私は思ふ。それが国民に忠実なゆえんではないか、また、原子力委員会としての当然な責任だと私は思ふ。向こうは出せないからといったら、すぐかわるものと考えるなという、そういうことじゃなしに、もう一度外務省を通じて要求する、そういうきざんたる態度であるべきだと思ふのだが、どうなんです。

○島村政府委員 いろいろこまかくは申し上げかねますけれども、われわれはいたしましたは、いろいろなデータをほしいということ、外務省を通じて先方に言つてやつております。

○岡委員 統一見解によると、安全性というもののついて原子力委員会が国民の前に太鼓判を押さないということであれば、原子力潜水艦の寄港というものは原子力委員会としては断る、拒否すべきである、こういう態度であ

ると了解していいのですか。

○島村政府委員 まだそこまでの議論にまでいっておりません。できるだけそういうようなことにして、いかにして安全性の保証を求めるということについて努力しておる段階でありまして、すべてがだめになったときにはどうするかというところまで委員会として討議をした事実はございません。

○岡委員 しかし、あなた方は国会に、原子力委員会としての態度をはっきりプリントして出されておるのだね。これは国会に対して約束されたい。そして「安全性について保証を取りつけ」る、こういう形で書いてある。だから、あなた方がこの安全性について、われわれなり国会なりに対して納得のいく保証が取りつけられなかったら、あなた方は原子力潜水艦の寄港というものは断わるべきじゃないですか。原子力委員会として何も中途半端なことを言わないで、はっきり態度を表明していただきたい。これは委員長から一つ。

○近藤國務大臣 軍艦であるから再三再四の要求をすることも、あるいは法律的には笑いのものかもしれないという気もございましたけれども、それでもなおかつ、原子力委員会としては安全の問題について非常に重視しておるからというので、重ねてそれに対する回答を求めたいということと、私どもとしては積極的に行動いたしておるわけでございます。従いまして、その過程において、いよいよ最後どうなった場合に、絶対にその保証が得られない、何らかの形においても、何も無であつたということがあつた場合に、ということとは実は私どもと

しては考えられないものでございますから、そこまでの、それを材料としてのお話し合いは実は今までにしましたことがございませぬのです。それが今日までの実情でございます。また、そのような事態が参りました場合には、あらためて原子力委員会としても考えてみたいと思つておるわけでございます。

○岡委員 繰り返して申し上げますのじゃないのですけれども、私どもが統一見解を求めたら、とにかく安全性について保証を附けるということをはっきりこの委員会ですべておるわけですね。これは国会のこの委員会に示されたのじゃない。やはり国民に対する原子力委員会のお約束なんです。ですから、お約束を原子力委員会として果たすことができなかったら、原子力委員会としては、特に安全性の問題でございまして、原子力潜水艦の寄港は断わるというきざんたる態度に出られるのが、私は当然だと思う。そこで今いろいろ御折衝中だというのが、その結果として、あくまでも科学的な根拠に立つ安全性の保証を取りつけられなかったら、原子力委員会としては潜水艦寄港は拒否すべきである。御存じの通り、原子力委員会の決定というものは内閣総理大臣に勧告もでき、内閣総理大臣はそれを尊重しなければならぬ。また、各省関係行政機関の長も十分にこれを聞かなければならぬことになつてゐる。きざんとして原子力委員会はこれを拒否するという態度に出られるのが、私は当然のことだと思う。そのことをお聞きしておるのです。

○近藤國務大臣 重ねての岡委員のお尋ねでございますが、ただいまの段階

といたしまして、そのような場合には原子力委員会として拒否するということをはっきりここで私、申し上げるわけに参りません。

○岡委員 私どもは、当然やはりきざんたる態度をもって、あなた方がわれわれに約束した科学的な根拠に立つはつきりした安全性についての説明ができなかつたら、やはりお断わりをする、これが原子力委員会の当然の仕事だ。これは法律的にもそうだし、また道義的にも私はそうだと思うから、ぜひそうありたいというのを強く要望して、海原さん、お急ぎのようでございますので海原さんに一つお尋ねします。

海原さんにお尋ねしたいのは、実はこの間から、いろいろ予算委員会でも原子力潜水艦のことについて非常に具体的な御意見を聞かされて、私ども非常に参考にしておるものだから、この際さらに具体的にお聞きしたいと思つてゐるわけです。

サブロッグが、この間のお話ではスレッシャー型のものにのみ装備してあるということでしたが、最近の新聞報道は、御存じの通り、ポラリス以外のあらゆる原子力潜水艦にこれを装備するという方針であるといううなことをアメリカの国防省では発表されたように、私も新聞で見つておるのをごさいます。そういう傾向に逐次かなり速いテンポでいくのではないかと思う。そういう見通しは、いかがでしよう。

○海原政府委員 先般の予算委員会におきまして私がサブロッグにつきまして申し上げましたのは、現在アメリカではサブロッグというものについて研

究開発の段階である、それで私の知る限りでは、スレッシャーという潜水艦に装備しておる、それ以外についてはつまびらかにしない、こういうお答えをしたわけでございます。その後さらに調査いたしてみますと、このスレッシャーにもまだ装備はいたしておりません。スレッシャーで研究開発の実験中であるということがほぼ確実のようでございます。

それで、当時国防省で発表されたのが、アメリカの「星条旗」、「スターズ・アンド・ストライプス」という新聞に相当詳しく出ております。これによりまして、ポラリス潜水艦に対して将来補助的な兵器として装備をするという見通しが非常に強い、こう書かれてゐる。その新聞にも、弾頭につきましては、核と非核と同様のものがある、この程度のことが報せられておるのでございます。

○岡委員 それから、原子力潜水艦といふのも、私どもは日本の潜水艦のことを思つていたところが、とほうもない大きなもので、トライトンが六千トンですか、ノーチラス号は三千トンくらいかと思つております。そういう大型のものになれば当然飛行機も積めるかと思ひます。数年前にアメリカの国会で、核爆雷の問題が非常に問題になつておりました。当然核爆雷をかかえ込んだ飛行機も積めるといううなことも考えられますが、これはどういうことになつておりましたか。

○海原政府委員 潜水艦につきましては、実はポラリスを装備したいわけゆるポラリス潜水艦が出て参りました、従来の潜水艦の概念とは非常に変わつて参りました。と申しますのは、

第二次大戦までは、潜水艦というのは、敵の戦艦とか、航空母艦とか、要するに船を攻撃するものである。これには通常の魚雷を積んでおります。ポラリスというのはミサイルで、これは先般も御説明いたしました、現在開発しているものも含めると、大体二千キロから四千キロも飛び。水中へもぐつたままで相手方の主要なところにミサイルを打ち込む。いわばミサイル発射のための船、ミサイル発射のものがたつた基地、こういうことになつてきております。

潜水艦がそういう方向になつておりますので、いま先生のおっしゃいますような飛行機を積むということとは、私どもとしてはまずあり得ないのではないかと申します。これは、この潜水艦から出ました飛行機というもの、その目標のところへ行つてはたしてその目的を十分に果たすかということになりますと、飛行機はきわめて撃ち落とされやすいものであります。それで、先ほどのお答えでございますが、こういう大型になりました潜水艦に飛行機を積んで、その飛行機がまたいろいろのものをかかえていくといううなことはおそらく実現しない、こういうふうな考へております。

なお、原子力潜水艦の大ききさでございますが、これは一番小さいものが二千八百トン、現在建造に着手してゐる大きなものが七千トン。型にいたしますと、現在までのところ十一の型がございまして、

○岡委員 私がただしろうと考へてきたのは、何しろこのサブロッグの射程距離が四十キロか五十キロと思つたところが、もっと遠方の方ですね。

相手方の潜水艦を攻撃しようとするれば、この潜水艦はおそらく精密なレーダーなどでこれを探知した場合に、飛行機でやるといふようなことも十分考えられるのじゃないかと思う。しかし、そういうことは私も専門ではないので、いまいせから、けっこうでございませう。

今おっしゃった、原子力潜水艦というものが従来の潜水艦とは大いに質的に変わってきたという点、これが非常に重要な問題ではないか。われわれは、原子力潜水艦というものを従来の潜水艦という概念で割り切れるものではないということ、これが私も原子力潜水艦に対する態度を決定する上においての非常に大きな、重要な因子になる。私もいろいろ考えたが、従来の、あるいは陸上に大陸間弾道弾の基地を設け、あるいは地下に設ける、あるいは戦術空軍を持つ、そしてB47が水爆をかかえていく。アメリカならば、そういう大量報復とでもいうような戦略体制をとる。それから、おそろくソビエトもそれに対抗するような戦略体制をとると思う。ところが、この原子力潜水艦ができてきた。そうすると、固定された地上、地下あるいは飛行場というようなものではなくて、海の中で自由に機動性を発揮する。しかも、これは海の底を動くのであるから、非常に隠密裏に核兵器も分散できる。こういう意味で、いわば将来の核戦争というものにおける原子力潜水艦というものの実現は、戦略的に非常に大きな変化を要求してきておると思う。同時に、将来の戦争ということから考えれば、核兵器のない戦争というものは私は考えられないと思う。そう

いう点からいって、この原子力潜水艦はポラリスを積んでおられないとしても、やはりいわば隠密裏に機動性を発揮し得る移動的な核攻撃の基地という役割を持つている。ここに原子力潜水艦というものの意味があるのではないかと、いふことを、先般私は委員会でも申し上げたのです。これは専門の海原さんあたりの御意見はいかでしうか。

○海原政府委員 先ほどの私の説明の中で若干言葉が足りませんでしたために、原子力潜水艦すなわち核攻撃のための基地というふうにおとりになつたといいたしますと、それは私の説明が不十分でございまして、先ほど申しましたのは、原子力潜水艦としましては二種類ある。通常の魚雷を装備したものポラリスを装備したもの。そのポラリスの装備につきましては前提を置まして御説明した次第でございませう。

それで、ポラリスというものは、先ほど御説明いたしましたように、長距離を飛翔するミサイルを積み込んだものであります。それは、先生もおっしゃいますように、海の中におりまして、どこにいてもかわらないという形において配備されるということ、すなわち戦略的な攻撃になるわけでありませう。それ以外の通常の魚雷を積み込んだものにつきましては、これはあくまで相手方の航空母艦であるとか、あるいは巡洋艦であるとか、対潜水艦であるとか、こういうものに対するものでございませう。これにつきましては、現在の魚雷というものはホーミングと申しまして、目標を求めて行く力が非常によくなつております。従いまして、核装備、核弾頭を必要としないという

ふうに一般的には見られております。先ほどお話ししましたサブブロックと申しますのは、一たん水中から打ち出しまして、これが空中に出て、さらにまた水中に入つて目標に行くといふことでございませう。目標を捜索する能力において非常に精度が問題でございませう。従いまして、現在なお実験中の段階になっております。これも計画が参りますと、昨年の春ごろにすでに全部の試験が済んでいはずであります。しかし、今日なおまだ実用を研究中のものであるといふこともわかりませう。一般のポラリス型以外の原子力潜水艦につきましては、やはり当分の間、非常に精度の良好な通常の弾頭をつけましたものを魚雷をもって装備される、このように私も判断しております。

○岡委員 実は旧海軍時代にやはり日本の潜水艦の建造等を直接指揮しておられた方に、偶然にお目にかかつて聞いてみたわけです。そうしたら、サブブロックの問題については、やはり水中から水中を伝わっていく魚雷の発射といふことになる、どうしてもスピードが、あるいはまた爆発する距離の限度がきまつてくるので、そこでサブブロックという形で、一たん水中から打ち上げてまた沈むという形で開発されている。しかし、これは単に対潜攻撃の魚雷というのでなく、さらにいふところでは、現在の通常潜水艦においても幾らでも発射することができ。そこで、これもアメリカの方で開発もほぼ進んでいるのだから、おそろく通常潜

水艦も、通常魚雷よりこれを装備することになったんではないか。これにたいして、私がお会いをした海軍時代に潜水艦を建造しておられた最高スタッフの人が言っておられたことです。あなたのお考えとだいぶ違うのだ。しかし、こういう見解もあるといふことなんです。こういう見解に対しては、どうお考えでありますか。

○海原政府委員 ただいま岡委員の御紹介になりました御意見というものは、それは一つの御意見であらうと思ひます。しかし、私の方は、先ほど申し述べましたようにものを考えております。と申しますのは、通常、兵器体系を現実のものといひます場合には、いろいろな装備を持ち過ぎまして、いわゆるオーバー・キルと申します。すか、意味のないことでございませう。経済性も考えなくちゃならないといふことになると、現在の魚雷は、先ほど申しましたように非常に精度がよろしいホーミングの能力を持っております。これに今開発中のサブブロックといふものが、どの程度まで所期のものができてくるかといふことの結果がでてくる。初めて、それを従来の通常魚雷とかえり、あるいは通常の魚雷のほかに装備するかといふことは、その後の段階におきまして十分に検討されるべき性質のものでございませう。場合によりましてはそういうこともあり得るかと思ひます。しかし、私も先ほど申しましたように、先ほど私が申し上げましたようなことに判断をいたしております。

○岡委員 この機会に専門家としてのあなたのお考えを聞かしていただきたいのだが、よく小型核兵器という言葉が何げなく使われる傾向があるわけですが、そのサブブロックとかあるいは核爆雷といふふうなものは、これは言ってみれば、私は小型の核兵器というものに属するかもしれないとも思ふわけなんです。小型核兵器というものは、どういう範疇に属するものか、どういふ種類のものがあるのか、その破壊力は一たんTNTに換算してどの程度なのか、広島、長崎などと比較してどの程度にこの破壊力があるのか。あなたの方の専門的な御見解をこの機会に聞かしてもらいたいと思ふ。

○海原政府委員 小型とか大型といふことは、これは先生も御存じのように、相対的な観念でございませう。人によりましては非常に違つた意味に用いられております。一例を申し上げますと、今現実の装備となつておりますのは、現在ヨーロッパに展開しておりますアメリカの陸軍が持つておりますデビークロケットといふ、二人で持つて使用できますところの砲についております小さなものでございませう。これは一番小さなものでございませう。

しかし、通常、小型弾頭といふようなことで出て参りますと、一般に分類されておりますのは、たとえばミニッツトマンとかあるいはポラリス級のものを、これを一定小型弾頭として分類しておる例がございませう。これにつきましては、正確なところはわかりませんが、伝えられておりますところでは、重量約二百七十二キロ、二百七十キロ程度のものもございまして、その破壊力はTNT換算で五十万トンといふことがいわれております。しかし、ポラリスにつきましてはさらに大型のものが、中の改造によりまして大体一メガトン程度のものになるといふような観測もござ

ざいます。大型のものということになりますと、たとえばB52に積載いたしますもので、これはTNT二十メガトン相当と伝えられておりますが、この重さは五千キロであります。五千キロが現在米國が持つておりますものの一番大きなものと伝えられております。そのほかに、アトラスであるとか、タイタンであるとか、ソアーであるとかジュピター、こういうものにつけております弾頭は約二千キロ。さらに今申しましたがニットマン級になりますと、それが二百七十キロ程度。さらに今度は爆撃機、戦術ミサイルになりますとその重さが減つて参りますが、これにつきましたのデータはございませう。しかし、先ほど申し上げましたように、二百七十キロ程度のものでもTNT五十万トンの破壊力がございませうから、それで大体のところは想像がつくのではないかと。私も、資料としてはそういう程度の認識でございませう。

○岡委員 そこで、お急ぎのようだから、二点だけをお伺いしておきたいと思つてます。

小型核兵器ならば差しつかえがないであろうというふうな意見を、やはり政府の責任者が言われたことがあるのです。その当時、御存じのキッシンジャーあたりの核限定戦略などという書物も出ておる。しかし、実際問題として、小型核兵器であろうとも、それはほんばん使つて撃てば——キッシンジャーは一発の破壊力はこれだけに限定しろなんというふうなことを言つておつたけれども——さていくさとなつてほんばん撃てば、小型核兵器だつて大型核兵器と破壊力は何も変わらな

い。これはきよう拝見した「世界」に出ておる豊田さんの報告の中にも出ておる。アメリカの演習においてそれが証明されておる。だから、われわれにとつては、超大型なものは別として、核戦争における小型、大型というふうな大小という概念で、小型ならばよからう、大型ならば悪いというふうな俗論的な解釈は、核兵器の問題では私は許されなものであると思つて。これが一つ。率直なあなたの見解を聞きたい。

もう一つは、核兵器の持ち込みを許さない、核兵器ならば事前協議にかけおる。こういうことを政府はよく言つておる。しかし、あなた方いわば軍事専門家の立場から、かりに立ち入りを認めたとして、さて船の中をそこらじゅうくまなく探してみたら核兵器はない。さあ核兵器は持つておらない。一休今の戦争において、そういう子供だましたから安心だ、というふうなことで済ませるのかどうか。これはどこにでも持つてこようと思えばすぐ持つてこれるという体制に私は入つておると思つて。どこの島にあるか、そんなことを私はあなたにお聞きしないが、いづれにしましてもそういうことなんで、核兵器の持ち込みを許さないなどということも、現在の戦争の場合においてこれは一つの隠れみのみたいなものだ。私はそう思うのだが、これはあなた方専門家の立場からごらんになつて、どういふふうに思われますか。

○海原政府委員 第一の点でございませうが、私も核兵器につきましても、小型核兵器あるいは大型核兵器というふうな分類をいたしまして、それに従つて考へ方を異にしておるといふ

ようなことは絶対にございませう。

それから第二の点でございませうが、これは政策的なものに關連いたしますけれども、現在の諸外國におきましては、核兵器拡散防止ということが關係者の一致した意見として考へられております。また先生もおっしゃいましたように、小型の核兵器でありまして、それが万一使用された場合に戦争になる危険性はだれしもこれを心配しておりますので、具体的にそういうおそれのある兵器を常時持ち歩くというふうなことは考へられておる。かつ、たとえばいろいろな雑誌にも出ておりますが、そういう核兵器の万一の場合の使用の際のいろいろな手順につきましても、何重にも安全的な規則が現に施行されておるといふことは、一般に認められておるところでございまして、そういうことで一つ御了解願ひたい、このように存じております。

○岡委員 もう一点。それでは端的にお聞きします。原子力潜水艦の魚雷発射管はサブロッグも発射できるといふことであれば、先般自衛隊が東京都の周辺にナイキ・アジャックスの基地をつくるというところで相当問題になつた。ところが、今度は、日本の基地にナイキ・ハークユーリズが建設されることを認めるというふうなことに事実上上るのではないかとと思われ

て、私も、現在の段階につきましても、現在ありますところの原子力潜水艦に直ちに利用されるというふうな点につきましても、認識は全然持つておりません。先般、私、個人的でございませうが、ハワイでシードラゴンという原子力潜水艦に三時間ばかり乗つたわけでございますが、これには通常の魚雷が積んでございまして。

第二の点でございませうが、ナイキ・ハークユーリズというものの導入につきましては、第二次の防衛力整備計画の御説明に際しましてしばしば申し上げておる通り、私もとしましては、このハークユーリズの導入を考へておる。現在第一大隊を編成いたしましたのはナイキ・アジャックスでございます。さらにもう一個大隊もナイキ・アジャックスの部隊として編成を計画しております。

○岡委員 海原さん、私はそういうことを申し上げておるのではないのです。ただ私が先般読んだ書物、これはあなたの方で出しておられる防衛資料とか何とかいふものだったです。要するに、原子力潜水艦はサブロッグを現行の魚雷発射管で発射できる。これが日本の港に来るといふことになる。日本の自衛隊がナイキ・アジャックスを装備すること以上に、アメリカの基地に核弾頭をも発射し得るナイキ・ハークユーリズが建設されたと同じことじゃないのかということなんです。

○海原政府委員 ただいまお尋ねの点につきましても、私全然承知いたしておりますので、具体的に調査しましてからまたお答えさせていただきますと思ひます。

○岡委員 そうむずかしいことじゃないのです。原子力潜水艦が、ポラリス潜水艦以外の潜水艦が、サブロッグを、今持つてゐる魚雷発射管で発射できるというものであれば、いわば核弾頭と普通の魚雷との両用の発射管を持つてゐるものであるということになつて、これは陸上においてアメリカの基地の中に、核弾頭と普通の弾頭を両方発射することのできるナイキ・ハークユーリズが建設されたと同じことにはなるのではないかと。

○海原政府委員 どうも私の理解力が足りませんので、申しわけございませうが、もしそのサブロッグというものが、現在ございませうところの通常の魚雷発射管から発射し得るものであるというふうなことがなつたらというのが一つの前提でございませう。そうならば、従来の通常の魚雷と両方使えることになるではないかということになるのは、その通りでございまして、そのことがアジャックス及びハークユーリズの両方をつかりに撃てる装備を持つことと同じことになるのじゃないか、こういうことでございませうので、それはそういうことだといふふうに解釈するわけでございます。

○山口(鶴)委員 お忙しそうですが、關連してお尋ねいたします。結局問題は、寄港するのはノーチラスとは限つていないんですね、新聞に発表されたものを見ましても、結局スレッシャー型も含むポラリス以外の原子力潜水艦の寄港問題が、一九六一年のラスク・小坂会談でも問題になり、今回もポラリス以外の原子力潜水艦の寄港が問題になっているわけですね。ということになれば、当然スレッシャー

型が入るわけですね。そういったしますと、このスレッシャー型に、岡委員が再三お尋ねをいたしましたサブロックスがつけられて、しかも、実際に発射実験をされたのが一九六二年の春でございます。そういったしますと、すでに一年近くも時間が経過をいたしているわけでありまして、入ってくるものはスレッシャー型も入ってくる。しかも、サブロックスの問題につきましては、防衛庁の防衛年鑑は、予算委員会というところでお尋ねしておるのを聞きました。が、間違いが非常に多いようでございますが、ジェーンというような世界的に権威のある航空年鑑でさえも、一九六一年版にサブロックスは載っているじゃないですか。しかも、スレッシャー型で発射する実験は、昨年の春すで行なわれていた。私は先ほどの防衛局長の御答弁では、全くどうも理解しがたいのですが、この点はどうですか。

○海原政府委員 たいだいまのお話の中に、昨年の春に実験が行なわれた、こういうことのお話でございますが、これは「ロケット・アンド・ミサイル」にもそういうように書いてございまして、先ほど御説明いたしましたように、こういう兵器が最終的に実用兵器として採用されるまでには、いろいろな試験の段階がございます。それで、ここに持っておりますのは、先般国防省で発表されたものであります。この表題にもございまして、サブロックスはおそらくポラリス潜水艦に対するアシスタント、という言葉がございしますが、補助兵器として採用されるだるう、こういう表題になっております。

そこで、先ほど御説明いたしました。が、本来であるならば昨年の春か夏ごろまでには実用兵器になるべきはずのものが、現在まだこういう実用試験の段階であるということでございます。で、これが将来どういうことになるかということにつきましては、私、防衛局長という立場では、どうこうという見通しを申し上げられない点をお一つ御了解願いたいと思っております。

それから、ノーチラス型ということ。で通常言っておられますが、このノーチラスというのは、原子力潜水艦の第一艦でございます。この通常の魚雷を装備しました潜水艦には、いろいろ用法によって分かれておりますが、レーダー警戒をするものもございまして、あるいは対潜作戦の方法論を検討する原子力潜水艦もございまして、さらにまた深々度の潜航のための潜水艦もございまして、あるいは今お話にありましたスレッシャー型というのは、水中高速対潜として特に関与したものでございまして、この型のものは、現在三隻就役いたしております。これに全部サブロックスがつくことになるかどうかという点につきましては、今後の問題でございます。が、今の段階で申し上げますと、ポラリスを装備いたしました潜水艦以外の原子力潜水艦につきましても、通常の魚雷を装備しておる、これは間違いないところでございまして、

○山口(鶴)委員 ですから、私の言いたのは、池田総理大臣も予算委員会では、ポラリス以外の原子力潜水艦の寄港は許すのだ、こう言っておる。これはスレッシャーを含むということは当然だと思ふのです。これはやはりはっきり防衛当局も御確認しているところ

だと思ひますが、この点ははっきり確認をさせていただきたいと思ひます。それから、一年前にそのスレッシャーからサブロックスの実験がなされたわけですね。今の科学技術の進歩から言うと、一年というのは非常に長い期間だと思ふのです。一九六一年のジェーンという航空年鑑ですら、すでにサブロックスという兵器自体が載っております。これはお認めになるだるうと思ふ。とすれば、今まだ実験中であつて、あしたごろ実際に使えるようになるかどうか知りませんけれども、それをつけ得るスレッシャーが入ってくるのが確実である、寄港を許す範囲内に入つておる。それが一年以上すでに開発が進んでおるのだ、こういう事実だけは局長さんも御否定にないと思ふ。この点はどうですか。

○海原政府委員 世界的にその権威を認められておりますジェーン年鑑との対比において私申し上げる資格はございませんが、ただ、ジェーン年鑑にもしばしば誤りがございまして、特にその具体的な例を申し上げます。特にその誤りですが、私どものところではいろいろ調べて、たとえばある母艦に積んでおります飛行機の数でありますとか、あるいは現に実験段階であるものが作戦に使用されておるとかいうようなことも、間々ございまして、

そこで、私が今まで申し上げましたことは、この二月の二十一日に新聞に載りました米国防省の一番近いデータというものを基礎に申し上げておる次第でございます。その六一年版のジェーンというものは、御存じのように六〇年に出ておるはずでございます。

現在の六三年の二月に公表されましたアメリカ国防省の提供にかかわる記事というものは、最も権威のあるものとして私どもはこれを尊重する立場でございます。一つそのように御理解を願ひたいと思ふのです。

○山口(鶴)委員 スレッシャーもポラリス以外であるから、ポラリス以外の寄港を許すということになれば入ってくる範囲に入るのだ、この点はお認めになりますか。

○海原政府委員 ポラリスを装備した原子力潜水艦以外の原子力潜水艦ということでございます。スレッシャー型はそこに入ると考えております。

○岡委員 この原子力潜水艦の安全性を考へる場合に、アメリカにおける原子力潜水艦の事故をわれわれはやはり検討する必要があると思ふのです。当然原子力委員会としてもこういう作業もしておられると思ふのだが、新聞に報道せられた事故と称するものは、おむね海難に準じたような事故が多い。また、これは私の調べた範囲内でこういうことがあるのです。一九六一年の一月五日、アイダホで原子炉が爆発して、三人死んでおる。これはさつき参考人の方も御指摘になったと思ひますが、SL-1という極地電源用とかいうものであります。これはなぜ一体こういう事故が起こつたのか、その後アメリカ当局で発表しておるかどうか、この点。もう一つ、ウェストミルトン原子力研究所、ここでもやはり爆発火災事故が起こつて、水兵が四名重火傷を負つておる。このときは、トライトンに積み込む原子炉の一部破壊された。この事由はどういうところ

にあったのか。この点は究明されましたか。

○島村政府委員 毎度同じような御返事になって恐縮でございます。けれども、その点も照会をいたしております。また、返事を待てるに至っております。照会をいたしております。

○岡委員 これは一九五九年の四月に行なわれたアメリカのジョイント・コミティのヒアリングですね。この中でリック・パー少将が証言をしておる。その中でも私も特に関心を持つたのは、こういうことを言っておる。平たく申し上げれば、核推進艦艇の乗組員あるいは一般大衆の安全に關しての証言でございますが、こういうことを言っておる。原子力潜水艦の放射能の許容水準というものをさらに引き下げるといふことになると、軍事的必要もあつて、海軍としては例外を認めてもらわなければならぬと思つておる、というような趣旨の発言がリック・パーからなされておる。であるから、海軍はいわば一般的に認められた許容量よりも上の放射能水準というものを認めてくれ。もしそうでない、もっと引き下げるといふならば、快く思わな。また、軍事上の必要であるいはまたこれまでの実験結果から見ても、こういう許容水準というものをずっと持ち続けていかなければならぬといふことをリック・パー少将が言つておられるわけですね。そういう証言を、原子力潜水艦の生みの親が言つておる。

もあれば、実に一致するわけだ、こういうリッコーバーさんの証言とね。こういう点から見ても、原子力潜水艦の安全性というものは非常に周到に検討すべきものと思うが、こういう点もあな方はどう思われるか。

○島村政府委員 アメリカの軍艦の許容度と申しますか、それはどれくらいのものであるかということにつきまして、従来私どもの方で調査を進めておるといふようなことはございません。しかしながら、一般的に申しまして、アメリカ海軍関係等使っておりますところのものも、アメリカにおきましては、アメリカ原子力委員会が関与しておる。少なくともアメリカ原子力委員会の承認といったようなことに行なわれておるといふ程度のことと存じておりますけれども、それは特別のものを使っておるのかどうか、先ほどの海中投棄の場合なんか見ますと、あるいは特別のものがあるかもしれないというところは想定されるわけでございますけれども、それがアメリカ海軍の場合には一般にどの程度のものが、どの程度にゆるやかになっておるかという点につきましては資料は、持ち合わせておりません。

○岡委員 なお私は、原子炉そのものの安全性について先ほど申し上げたのですが、この第一回のヒアリングから第二回のヒアリング、それぞれ一九五九年と六〇年に開かれたヒアリングでは、特に原子炉安全諮問委員長は、いつでも炉を運転する人に対して非常な重点を置いておる。よほど訓練をしておる、訓練をしても足りるというところではないというくらいに言っている。しかし、これは一つの問題点を提示しておる。問題は、人にたよるといふことは、正しいことのように、一つの危険性を持っておるといふこと。もう一つは、これはさっきのリッコーバー少将の証言の際に、リッコーバーさんが言っておるのだが、軍艦は、潜水艦は、その容量、重量というものを少なくするためには、やはり計測装置とか制御装置などにおいても、できるだけ能率的に簡素化しなければならぬということですね。私は、SL-1あるいはトライトン号のプロトタイプ原子炉が陸上において爆発事故を起こしたということ、非常にこれと関連が深いと思う。でありますから、せっかく調査しておられるというなら、こういう点を十分に一つ調査していただいて、こういう点からも、一つの安全性を確かめてもらいたい。

そこで問題は、廃棄物の問題なんですが、この廃棄物がさっき言われたようであつてはまことに困るわけだ。原子力潜水艦そのものが安全であつても、これが沿岸十二海里以外で相当放射能を含んだイオン交換樹脂を投げ捨てて、自由に直接投棄できるということになれば、これは重大問題だと思ふ。これは漁場では放棄することとしてはならない、あるいは港に入つたときにはしてはならないという規定が、たしか私は海軍の艦船局の訓令だかにあつたと思う。ところが、湾内で投棄したくても、日本の沿岸というものは全部漁場なんだから、そういう点から、こういう海軍艦船局の十二海里より外であれば自由にイオン交換樹脂を捨ててもいいということは重大問題だ。原子力潜水艦の安全性に関して重大な問題

なんです。これに対しては、原子力委員会はどういうふうなお考えを持っておりますか。

○島村政府委員 先般の原子力委員会の統一見解におきましても、潜水艦にりますところの放射性物質の廃棄の問題というふうなことにつきましては、わが国の立場から制限等を加える必要がある、このように考えております。

○岡委員 そういうのれんに腕押しみたいなことを言つてはいかぬ。これは現実問題なんだからね。十二海里以外で自由に捨てるといふことは、これに對してはいち早く、返答を求めるも何もないわけだ。原子力委員会はこういう態度を持つてゐるか。これは漁師というものの生活問題になるし、われわれ自身だってうっかり魚を食えない。どうなんですか。

○島村政府委員 お説は、岡委員のおっしゃいました通り私も考えております。しかし、公海において廃棄物をどうするかという問題につきましても、これは私は、原子力潜水艦がいま日本に寄港するという問題だけじゃないと思うのであります。これは先ほど来、増山参考人からもお話がありましたように、IAEA等が中心になりまして、放射性物質の海中投棄の問題として広く世界的に討議し相談されておる、その問題というように理解いたすわけでありまして、しかしながら、私どももいたしましては、もちろん商船の場合には当然のことでございますが、そのような船舶自体から直接、たとえば放射性物質の一ぱいたまりましたイオン交換樹脂等を投棄するというようなことは全然考えていないわけでございます。

まして、潜水艦という問題につきましても、国際的にそういう話し合いが一日も早くできるということを希望しておるわけでありまして。

○岡委員 それでは、長官お急ぎのようだから、一点だけ伺ひたいしておきます。

先般予算委員会、近藤長官もお聞きだと思ふが、辻原君の質問に答えて池田さんはこういうことを言つておる。原子力潜水艦については、日本でも原子力船をつくらうというふうな時代になつてきたのだから、まあ言つてみればそう目くらまを立てる必要はないじゃないか。こういう見解にあな方は同意されますか。

○近藤国務大臣 原子力委員会が原子力船の開発に対していよいよ着手するということになりました。いささか、私よりもむしろ科学技術の先生方の方が、長年にわたつてこのいささかについて十分御了承のことだと思ひます。そのような基礎を持つて三十八年度から出発しようとした原子力船の開発、原子力を開発する一つのものとして船をつくるということになりましたことは、私があらためて御説明を申し上げる必要はないと思ひます。

たまたまそういう時期に原子力潜水艦の寄港の問題が起りましたけれども、これはきわめて偶然なことでございます。まして、原子力潜水艦の寄港と原子力船の開発を志したことは全然無関係でございます。ただ、総理がたまたま委員会においてあのような御発言をなさいました御意思が、私も総理でないでよくわかりませんけれども、私限りにおいて考えてみますと、日本の原子力開発あるいは日本の原子力の平和

利用というものに対して、国民もだんだん深い理解を持つてきたということ、念頭に置かれて、あのような御発言になつたのではないかと私は想像いたしておるようなわけでございまして、原子力潜水艦の寄港と原子力船を開発しようという私どもの立場とは全然無関係であるということ、もし誤解があるとしたらすならば、あらためて正しく御認識をいただきたいと思ひわけでございまして。

○岡委員 これは原子力船の開発事業団の法案とも関連して、私どもとしてはこの問題は聞き捨てにならないのです。言つてみれば、原子力の平和利用に便乗して原子力の軍事利用をいふば認めるという態度と言わざるを得ない。こういうことでは、総理みづから原子力基本法第二条というものを踏みにじる態度だと私は言ひたい。この問題は、あなたはあなたとしての主観的な、非常に善意ある判断をしておられますが、一國の総理の発言でありますから、それだけでは済まない。

この点は、何らかの方法によつて、委員長において適当に総理の真意をこの機会に明らかにしていただかなくては、われわれもこの事業団の問題について態度をきめかねる。その点をお願いいたします。

○山口(鶴)委員 いま岡委員の御質問ですけれども、私はこれは二回目だと思ひます。かつて予算委員会の第一分科会で、私は、志賀防衛庁長官が、中国の核実験に對抗する意味で日本国において原子力船を開発することは非常にけつこうなことだ、こういうことを言われたのですが、その問題を取り上げて、こんなことは困るではないか

ということ、原子力開発と中国の核実験の問題ないしは原子力潜水艦の問題について長官にお尋ねをいたしました。長官は本日と同じような御答弁をされたわけですね。ところが、長官がそういう御答弁をされたあと、今度は予算委員会の総括質問で、私が注意したのと同じようなことを総理大臣みずから口からああいう発言をせられておられるわけですね。これじゃ、私、第一分科会で質問をした意味はないと思うのです。あのとき長官は、閣内においても意見がばらばらというようなことを言われて、取り消されたこともありましたが、とにかく一度あって、また二度あったわけですね。その間、閣議において、原子力船の開発と中国の核実験なりあるいは潜水艦寄港の問題とからめてものを考えることは困る、こういう御注意はされなかったのですか。

○近藤国務大臣 実はそれに似たようなことなんですけれども、たまたまよく国会で取りだされず言葉の中にもいろいろ現象があると思うのです。たとえて申しますと、三十八年度の科学技術庁の予算に防災科学技術センターをつくる、防災研究所をつくる。この防災研究所が三十八年度に生まれるべき要因がどこにあったかというところは、これもやはり科学技術特別委員の先生方は十分御承知だと思っております。ところが、たまたま予算書に国立防災科学技術センターという言葉が出ました瞬間から、私は国会におきまして、いろいろの先生から、豪雪というときに防災科学技術センターは何してあるんだ、防災研究所はどうしているんだということをよく聞かれるわけ

です。言葉がそこに出てきたということ、非常に安易に例としてお使いになるというところを、そのとき非常に感じたわけですね。防災科学技術センターはこれから生まれるのであって、今機能を發揮しているわけじゃございません。言って、陳弁しきりに努めたことが幾たびかございました。

それと同じように、たまたま原子力船を開発するということが、この原子力船の開発というところが、いかにも何か原子力潜水艦の寄港に関連性があるようにとるのも一つのくせじゃないかと思うのです。これはちよつと言ひ過ぎかもしれませんけれども……この前の分科会でお尋ねがございましたときも、私はそういうふうな気持ちでおりましたので、別に閣議で発言いたしまして総理に真意を伺ったことはございませぬけれども、私伺いまして、なお私に特別に善意でなくて、なおに解釈したお答えと同じことにならうと思ひますけれども、格別な御注意がございましたので、あらためて閣議の席で総理の真意をお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○岡委員 近藤長官は、予算委員会では平和目的の原子力潜水艦があるように言われた。私は非常に善意に解釈しておると思う。確かにフランスの深い海を潜る潜水艦は平和目的だと思ひますから、できるだけのものは善意によつて、あなたの言われるくせのない解釈をしようにと思うが、しかし、原子力船をつくらうという法律案を審議しておるときに、しかも、われわれは基本法に忠実な立場で平和目的の原子力船、海洋観測船をつくらうという審議をし

ておるときに——これは辻原君が、一昨年アメリカでケネディ・池田会談のときに原子力潜水艦の寄港問題が話題になつても公表しない、話題から落とすというふうなことの交渉があったかどうかというのを聞いて、今原則的にこれを承認するという立場に変わったのはどうかと言われたら、日本でも原子力船をつくらうという機運にあるんじゃないかというところを言われた。これは原子力の平和利用と原子力の軍事利用を混同しておるといふ点で、原子力委員会としても黙視すべき問題ではないかと私は思ふ。われわれも、原子力船をつくらうことが原子力の軍事利用を合理化するといふような立場に総理がおられるといふことでは、この事業団の審議にも応じかねるのです。この点は、この委員会では、はっきり総理の真意をこの機会に釈明してもらわなければいけない。せひこれはお約束願ひたい。

○近藤国務大臣 ただいまの岡委員の御要求に對しまして、御期待にこたえるようにいたしたいと思ひます。

○岡委員 時間も長くなりましたから、あしたに譲ります。それではこの程度にいたします。

○寺島委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 アメリカ局長さんにお尋ねしたいと思ひます。一九六二年のブラッセル条約におきまして、日本は、原子力船運航者の責任に関する国際条約の審議の際に、軍艦も含めるべきである、こういう主張を首席代表である下田大使がなされたといふふう

に聞いておるのでございますが、その通りですね。

○安藤政府委員 私、正確には記憶し

ておりませんが、たしかその通りだったと承知しております。

○山口(鶴)委員 当時科学技術庁からは、紅原子力局長がやはり代表として御出席をされておるわけでありまして、科学技術庁としても、原子力船運航者の責任に関する国際条約については、軍艦も含めるべきであるという態度であつた、こういうふうにご了解してよろしゅうございませぬ。

○島村政府委員 会議での発言の経過等詳しく存じておりませぬけれども、日本が特に軍艦を含めるといふことを主張しましたかどうか、その辺がはっきりいたしません。少なくとも軍艦を含めてやるといふ結論に對しましては、日本としてこれに同意しておると思ひます。

○山口(鶴)委員 その態度は、現在の科学技術庁並びに外務省では変わっておりませぬか。

○島村政府委員 その後変わっておりませぬ。

○安藤政府委員 私、直接この条約問題を担当しておりませんので、その後ずつと検討されておるかどうかが、実は、申しわけございませぬが、詳しく知っておりませぬ。ただ、当時の条約の交渉がありました際に、ソ連、アメリカの原子力潜水艦を持つておる国がこれに反對したといふことで、この条約が発効する見込みが非常に少なくなつたといふような事態でございまして、具体的な問題といたしましては、この問題はその後問題になつてきていないといふことでございます。

○山口(鶴)委員 時間もありませんから簡単に聞きますが、この条約に對して日本は軍艦を含めて賛成をした。外

務省から出してあります「各国原子力情報」の八十五号を拜見いたしました。署名開放と同時に署名を行なつた国は次のとおり」といって、幾つかの国をずつと並べてあります。その後日本は署名をいたしましたか。

○安藤政府委員 私、これまで申しわけないのですが、正確なことはちよつと申し上げかねますが、してないのじゃないかと記憶しております。

○山口(鶴)委員 署名はまだしてないかもしれない。こういうことは明確にしておかぬと困ると思ひますが、しかし、賛成したことは事実でございませぬ。としますと、今度原子力船が寄港するといふ場合に、私、当然、当時軍艦を含めるといふ主張をされた日本の態度といふものは一貫しなければいかぬと思ひます。科学技術庁としてはその態度は変わつていないと明確に言われました、けつこうであります。

そういたしますと、軍艦を含むすべての原子力船に對して、原子力船運航者の責任に関する条約では、いろいろなことをきめておるわけでありませぬ。たとえば事故が起つて損害が生じた場合はどうするか。十五億フランでありますから、米ドルにしますと一億ドルくらいになりますか、までは補償する。しかも、それはその災害を生じさせた国が全額補償する。それからまた、この場合の裁判は寄港を許可した国、いわば日本に裁判の管轄権がある。こういうことになるわけですね。しかも、その裁判の判決については、当然損害を生じさせた国はそれに服さなければいかぬ、こういうことが条約には列記されておるわけでありませぬ。

そういったしますと、今アメリカに対して安全保障の問題についてさらにお話を續けているのでありますが、少なくともこの原子力船の寄港を日本政府が認めていくという場合には、このブラッセル条約の条項に対しては、あくまでも日本はこれを譲ることがない、少なくともこれだけは最低線として確保する、こういうお考えでございませうか。

○安藤政府委員 先ほども申し上げました通り、この条約は第一、一番関係の深いソ連、アメリカがこれに反対をしております。そしてまた、条約として発効していませんので、日本としては、これに基づいて条約上いろいろ申すことはできない立場にあるわけでありませう。

今おっしゃいました補償の問題につきましては、先ほど冒頭に申し上げました通り、アメリカとの間に今質問書を提出し、回答を待っている、あるいはこれを催促しておるといふ事態であります。

○山口(鶴)委員 条約の発効してないということは承知なんです。しかし、日本が主張したわけですね。軍艦を含めてこうあるべきだという主張をされたわけでしょう。しかも、その態度は原子力委員会では変わっておらぬ、こういうお話であります。といったしますと、現在の日本の安保条約並びに地位協定ではどうですか。損害が起きている、結局アメリカ政府が全部支払うわけではないでしょう。七五%しかアメリカは支払わぬ、二五%は日本におつづける。しかも、何といひますか、その判決たるや、日本に裁判の管轄権があるわけではないでせう。い

わばアメリカの好意に期待するという以外にないやないですか。そういうことではいかぬというので、政府としてもいろいろ話をしておるだろうと思ふのであります。

問題は、日本政府が軍艦を含めてこの条約をつくれという主張をした側から、少なくともアメリカに対して安全保障の要求をしている場合には、これを最低線として要求するのが筋だ。また、これが通らぬという場合には、日本としては絶対に承服し得ないという態度をとるのが筋ではないですか。この点の態度を一貫しておられるという原子力委員会の御態度を、私は聞きたいと思ふのです。

○島村政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、この条約案作成のための審議の国際会議の過程におきまして、日本側が積極的に主張したかどうか、先生のお言葉で申しますと日本が主張したというふうにおっしゃいます。が、積極的などの程度主張したかということは、私よく承知いたしておりませんが、私の申し上げましたのは、少なくともこの案がまとまりますときに賛成の立場をとったということなのであります。

原子力委員会としての態度は変わっておらぬと私が申し上げましたのは、たとえば、これが意図しました責任の集中の問題であります。つまり運航者に責任を集中せよと云うたような基本的な考え方について、原子力委員会では、その後このような条約では困るというふうな考え方をとったことはございませぬので、今日まで一貫して、あの際にこの条約草案をよしと考へた、その態度というものは変わって

ないというのを申し上げておいたわけでございます。

今度のアメリカ原子力潜水艦寄港の場合に、これとそっくり同じような形のもの、これをアメリカ側に要求するかどうか、これは基本的な考え方とまた別個の問題でございませう。これはやり方といひましては、日本とアメリカとが特殊の関係にある立場もございませう、これがどのような形で、私どもが考えておりますような、あの草案に盛り込まれたところの基本的な考え方というものが生かされるかということにつきましては、必ずしもこの条約そっくりそのままというふうにも考えておるわけではございません。

○山口(鶴)委員 問題は、その責任を、被害を出されたところに集中するということですね。裁判の管轄権は、それで被害を受けた国にある、日本にある。そしてその責任、その賠償は、被害を出した国がすべて負うのだ、こういうことが私は骨だと思ふのです。そして、それは軍艦も含めるのだ、原子力潜水艦も含めるのだ、それが筋だと思ふのです。

そこで、西村委員にお尋ねしたいと思ふのであります。とにかく統一見解を原子力委員会ではお出しになりました。安全保障、それから放射性廃棄物の問題、その他安全の問題については、厳重に注文をつけたのだ、こういうことだったわけでありませう。といったしますと、結局原子力委員会としては、少なくとも局長が今お答えになった軍艦を含め、責任を集中し、そして裁判の問題等についてもあくまでもがらばる。先ほどの岡委員のお話ではございませぬが、それがいかぬという場合に

は寄港は認めぬ、こういう態度をおとりになるかどうか。少なくともそれをとらなければ、このブラッセル条約に日本が賛成したという筋は通らぬわけですからね。この点はどうなんですか。明確にお答えいただきたいと思ひます。

○西村説明員 ブラッセル条約案に対する政府の最後の方針が決定されました当時、私はすでに原子力委員でございまして、専門部会にも列席いたしておりました、その経緯は十分存じております。

軍艦を条約に含めるといふ問題については、日本は会議の中途まで、というよりも、この条約案ができる過程において、その態度の決定に非常にちゅうちょいたしておりました。ただ、最後の国際会議になりました、日本として賛成するか、ノーと投ずるかという態度を決定せざるを得なくなつたわけでありませう。棄権というふうな卑怯な態度はとらない方がよろしい、こういうことになりました。それで委員会として、というよりも、外務、原子力両当局間の協議の結果、棄権というふうな卑怯な態度はとらないことにして、賛成するか、反対するか、どちらかをとりたいということに議論を重ねた結果、要するに、第三者保護の立場に重点を置くことにしたいという見地から賛成をする。主張をするというのではなくて、賛成の投票をするという趣旨の訓令になった次第であります。

しかし、委員会といたしましては、このブラッセル条約の根本原則を全体的に可としつつも、この条約について最も関係が深いソ連及びアメリカ合衆国が、その根本に対して最も強い反対

をしておるといふことを当初から十二分に知つておるわけでございます。でございませうから、ブラッセル条約の根本を固執する限りは合衆国が合意するはずがないということも、委員会としては十分存じておるわけでございます。

今回統一見解を出すにあたりましては、その辺の事情は委員会として十二分に承知したしておりますから、政府に御注意申し上げました安全保障と賠償確保のこの二点について、特に委員会として重視しているといつて、御承知の通り意見を申し上げた次第でございます。委員会としては、日本はブラッセル条約の方針に沿いたいという立場であるし、ワシントン政府は絶対にそれでは承服できないという立場にあることを知つておりますから、実際の問題としては、外務省、それから科学技術庁当局から御説明がありましますように、両者間でお話を十分尽くされまして、わが方の立場になるべく都合のいいようなことで話し合いが成立することを希望するというのが、委員会の立場でございます。

○山口(鶴)委員 先ほど問題になりました安全保障書をきめておるロンドン条約ですね、航海安全条約というのですか、その会議でまとまった案におきまして、この場合は初めてから軍艦ははずしてあるわけですね。しかし、少なくともブラッセル条約においては、確かにアメリカとソ連は反対はしたけれども、賛成は多数で、とにかく日本も賛成し、この条約に多数の国が署名名しつづつあるわけですね。

席

〔委員長退席、安倍委員長代理着席〕

しかも、それには軍艦というものを明確に規定した上でそういう状態になっているわけであります。日本は、今のお話では、積極的に主張したのではないけれども、賛成したということであります。私は、そういう態度は、原子力委員会は、いやいやながら賛成したというのではなくて、少なくとも日本政府内においては大きく主張したのではないかと想像いたすのでありますけれども、とにかくそういう事態になつていくわけであります。これは、安全保障の問題は、ロンドン条約の経過の経過からいっても、保障書以外を求めるとはもちろぬあくまでもがなばつていただく。統一見解でもそうなつていきますから、それはがなばつていただかなければならぬと思うのであります。とにかく、災害が起きた場合の、いわゆるブラッセル条約にうたわれた問題については、絶対日本はがなばつていただかなければ、私は筋が通らぬと思うのであります。この点は、ちゃんと外務省の方も、下田大使が出席をして賛成しているのですから、少なくとも統一見解で原子力委員会がああいう方針を出している以上、このブラッセル条約の、しかも局長が言われた基本的な問題は、あくまでも原子力委員会として十分真剣に対処していただくことをお願いをいたしたいと思うのです。

大臣がいないのでありますから、局長からでもけっこうであります。先ほど言われた中心的な問題は、あくまでも原子力委員会としてはがなばるわけですね。

○島村政府委員 先ほどから申し上げ

ておりますように、わが国は、積極的に主張したかどうかは別といたしまして、ブラッセルの条約草案に対して、賛成の立場をとっておるのでございますから、その基本的な考え方はその変わるものでないというように考えております。

ただ、アメリカと日本では、単に世界的な条約草案という形のものでいくだけがその道かと申しますと、非常に特殊な関係にある国でもございまして、それがいかなる形によつて解決せられますか、先ほど西村委員からもお答えがありましたように、原子力委員会として考えておりますのは、万一の場合に被害を受けるというようなことがありますれば、その被害者の救済措置について十分な措置を講じなければならぬという態度、これはもう動かすことのできない原子力委員会の態度である、このように了解しておるわけであります。その線に沿つて努力して参りたいと考えております。

○山口(鶴)委員 とにかく、久保山さんのときを考えたとしても、いわば金一封で済まされたわけですから、今度も学者の先生方が来られていろいろお話がございまして、それは、衝突をして非常な被害を及ぼすというようなことが、あるいは数は少ないかもしれませんが、しかし起こり得るわけでありまして、しかも、そのイオン交換樹脂等は絶えず海中にたれ流しをして、魚族等に大きな被害を与えておるというのが私は現実だと思ふ。そうすると、被害の問題は、万一の大被害ばかりが予想されるわけでもございまして、潜水艦が寄港することによつても恒常的に被害が起るということを考えざるを得ないのではないかと。そうした場合に、久保山さんのように、ああいう形で地位協定による云々としが被害のあれがでぬというようなことでは、どうにもならぬのではないかと。

ですから、いろいろ外務省、西村さん、局長さんのお話を聞きましたが、私は非常に不満であります。とにかく、ブラッセル条約で日本政府が表明した態度だけは終始一貫がなばる必要がある。そういう態度がなくて、原子力潜水艦の寄港を認めるといふような政府の態度であるといふし、するならば、われわれは政府の態度に対して強く抗議をせざるを得ないと思うのであります。外務省の方は勉強不足のようでありますから、よく確かめていただきたい。今アメリカと現に交渉されているわけでありまして、ですから、少なくともブラッセル条約のときに立ち返つて、日本政府が断固たる交渉をされることを強く要求いたしておきます。

それから、最後に一つ聞いておきます。このロンドン条約、ブラッセル条約は、日本が、原子力潜水艦ではなくて、平和利用の原子力船をつくった場合でも、こういうものがなければ困るわけでしょう。国際的なびしとした条約がない中で、各国で原子力船がでるという事態は、非常に私は困ると思うのであります。少なくともロンドン条約、ブラッセル条約が早期に成立をして、各国が、条約そのままでいかぬかどうか知りませんけれども、少なくとも原子力船の運航に関する国際的な条約ができるということが私は必要だと思ふのです。これについて、一日も早くその成立に努力をするおつもりであるかどうか。原子力委員会並び

に外務省の御意見を一つ聞いておきたいと思ひます。

○島村政府委員 ロンドン条約に關しましては、本国会に提出いたしておりました。御審議を経て国会を通過いたしますれば批准するといふことを外務省の方で考えておられますので、そのような手続をいたしておる段階でござい

ます。それから、ブラッセルの方につきましては、先ほど西村委員からも御説明がございまして通り、これはちよつと今の段階では、ソビエト及びアメリカ合衆国が反対の態度をとつておりますから、早期に実現するといふ見通しを私どもとしては持つておりません。もちろんお説のように、早く国際間でこのような取りきめがなされることを私どもとしては希望いたしております。

また、万一にも、私どもが考えております原子力第一船が運航いたしますまでもにそのような国際的な条約ができませぬ場合には、いわゆる必要と考えられます諸国に対して、二国間協定というようなことを取り結んでいくといふようなことも必要かと考えております。しかし、いづれにいたしまして、このブラッセル条約はもちろぬのこと、先ほど参考人からお話がありました放射性廃棄物の海洋投棄といったような問題につきましても、広く各国みな納得をした条約といふものが、できるだけ早く成立するといふことを期待いたしております。またそのような方向に向かつて努力いたしたいと考えているわけでございます。

○安藤政府委員 外務省といたしましても、ただいまと同様の考えでござい

ます。ブラッセル条約は、先ほどもある申し上げましたように、一番原子力潜水艦を持つてゐる大国であるソ連、アメリカがこれに反対をいたしてあります。従ひまして、これが実現する可能性はほとんどないと言つていいかと思ひます。

なお、付言しておきますことは、今御指摘の補償の問題につきましては、アメリカ側に先般質問書を出しまして、今回答を待つといふか、督促している状態であることを付言させていただきます。

○安倍委員長代理 次会は明七日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

